

総務建設常任委員会

令和6年3月11日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年3月11日(月) 午前9時30分 開会
午後3時05分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村 始
副委員長	西川 善浩
委員	横井 晶行
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安
〃	川村 優子
〃	西井 覚
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田 三乃
〃	杉本 訓規
〃	梨本 洪珪
〃	松林 謙司
〃	増田 順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	東 錦也
企画部長兼 情報推進課長	高垣 倫浩
企画政策課長	勝真 由美
総務部長	林本 裕明
管財課長	倉田 主税
生活安全課長	西川 雅大
〃 補佐	安川 賢明
監査委員事務局長	吉村 浩尚
都市整備部長	安川 博敏
建設課長	西川 好彦

〃 補佐 穴 田 孝 行

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	福 原 有 美
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

- 議第4号 葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについて
- 議第5号 葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて
- 議第6号 葛城市防災会議条例の一部を改正することについて
- 議第7号 葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第18号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 議第20号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

- (1) DX推進に関する事項について
- (2) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 新庄庁舎改修事業について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今日は、2011年3月11日に東日本大震災が発生してから、ちょうど13年目になります。日本は、日本列島の形成上、どうしても地震大国ということになってしまっております。先週の一般質問でも、複数の議員が災害に対する備えということについて一般質問をされました。今朝の奈良新聞見ましたら、死者5,000人超過と、奈良盆地東縁、東縁というのは東の縁ですね、東縁断層帯地震ということで、という見出しが載ってまして、こういった地震が起こる可能性があるということで、今日から奈良新聞でも連載を開始されるということでもあります。近いところ言えば、今年の1月1日に能登半島地震が発生しまして、市の職員も何度も能登半島の穴水町のほうに派遣されております。一日も早い復旧を願うところであります。この葛城市に近いところでありましたら、2018年に大阪北部地震が発生しまして、これも私どもの當麻庁舎の除却の議論にも影響を与えたというふうなことで、常にこういった地震とか災害に対することというのは、特に私どものこの委員会のほうでは話になると思います。今回も防災会議条例のこととか、あと消防団員のこととか、そういった防災に関することも議案に上がっておりますので、どうぞよろしく皆さん、慎重審議のほどお願いをいたします。

それでは、委員外議員のご紹介をいたします。増田議員、松林議員、梨本議員、杉本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第4号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 皆様、おはようございます。企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま議題となりました議第4号、葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例を制定することについてご説明申し上げます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、ご覧ください。

まず、条例制定の目的及び背景について申し上げます。現在、我が国は少子高齢、人口減

少社会の到来をはじめとする社会課題に直面し、まちづくりや行政運営の変革が求められています。このような状況の中、デジタル社会の形成が国民の利便性の向上等に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応、その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、令和3年5月にデジタル社会形成基本法令和3年法律第35号が成立しました。葛城市においても、デジタル情報を活用したまちづくりの推進を行うことにより、市民等の利便性向上や社会課題への対応に取り組み、より住みやすさを感じてもらえるまちづくりのため、本条例を制定することといたしました。

それでは、次に条例の説明に移ります。

目的、第1条、この条例は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進が、市民等の利便性の向上に資するとともに、少子高齢化をはじめとする地域社会の課題を解決するうえで極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、デジタル技術の活用により、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現を寄与することを目的とする。

これは、本条例の目的について定める条文です。市民と市がそれぞれの役割、責務を果たすとともに、デジタル情報を活用することで住みやすさを感じてもらえるまちづくりを目指します。

用語の定義、第2条、この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

（1）デジタル情報を活用したまちづくり。法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

（2）デジタル技術。法第2条に規定する高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術をいう。

（3）市民等。本市に居住または滞在する者及び市内に所在する事業者をいう。

本条例で使われている重要な用語を定義する条文です。（1）（2）は、本条例における「デジタル情報を活用したまちづくり」及び「デジタル技術」について、デジタル社会形成基本法の定義を使用しております。

（3）は「市民等」について定義しています。デジタル情報を活用したまちづくりは、市と、市民の皆様や事業者をはじめとする多くの主体とが連携して取り組んでいくものであるため、本条例は広く市と関連がある方を対象としております。

次に、基本理念です。第3条、デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

（1）デジタル技術による地域社会の課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく豊かに暮らすことのできる社会を目指すこと。

（2）デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。

(3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

(4) デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性等の向上を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進における基本理念を定義する条文です。

(1) は、デジタル技術を使いたくない市民等に対してデジタル技術の活用を強いるものではありません。デジタル技術の活用によって選択肢を増やすことで、一人一人がそれぞれに合ったサービスを受けることができ、誰一人取り残されることなく豊かに暮らすことができる社会を目指します。

(2) については、新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し取り組んでいきます。

(3) については、情報通信技術を用いた情報の活用に当たっては十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するのかを明確にし、透明性を確保します。

最後に(4)については、デジタル情報の活用は目的ではなく課題解決のための手段であることを認識し、デジタル情報の活用について検討する際には市民等の利便性向上に繋がるかという観点を忘れることなく、また、継続的に改善に取り組みます。

次に、市の責務、第4条。市は、前条に定める基本理念にのっとり、常にデジタル技術の活用に関する情報収集を行い、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進しなければならない。

第1条の目的を達成するための市の責務について定義する条文です。市は、この条例で規定する基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する最新の情報を常に把握し、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進していきます。

次に、市民等の役割、第5条。市民等は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する理解と関心を深めるとともに、市と協力するよう努めるものとする。

この条文では市民等の役割について規定しております。デジタル情報を活用したまちづくりの推進に当たっては、市と市民や事業者をはじめとする多くの皆様と連携して取り組んでいくことが必要です。そのため、「市民等の役割」として、可能な範囲でデジタル情報を活用したまちづくりの推進について理解と関心を深めていただき、市と協力するよう努めていただくことを規定しております。

次に、計画の策定、第6条。市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。2、市長は前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進を総合的かつ計画的に実施していくための計画

を策定します。計画は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進の全体像等を示したものを想定しており、ホームページ等で広く公開するものです。

次に、推進体制、第7条。市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするため推進体制を整備しなければならない。施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しております。

最後に附則としまして、葛城市デジタル情報を活用したまちづくりの推進条例につきましては、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ちょっと、そちらのほうのマイクの性能上といえますか、性質上、どうしても真っすぐ立って話していただくと、マイクから離れるとどうしても声がインターネット中継で小さくなってしまいますので、ちょっと前かがみになってしまっていて恐縮なんです、マイクに近づけて、この部屋の中ではよく聞こえているんですけども、インターネットでご覧になっている方もいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。まず最初に、この条例の基となるこの法律の趣旨についてちょっとお伺いしたいんですが、目的の第1条のところ、「デジタル社会形成基本法の趣旨に基づき本市における基本理念を定め」となっております。デジタル社会ということこれから形成していくと、それは1つはデジタル情報を利用して、本条例の場合は市民生活の利便性等、あるいは行政の効率性等、様々な分野でそれを生かしていくということになると思うんですが、そもそもこのデジタル社会というものはどういうものなのか、法律上の定義として定められていると思うんですけども、そもそもこのデジタル社会というのはどう定義されているのか、この点について1つお伺いいたします。

それから、第3条のところになりますけれども、第3条の第3号になるんですかね。個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこととなっております。ここで伺いたいのは、この情報の活用の前に情報の提供ということがあるんだろうと思います。というのは、これはデジタル社会形成基本法の中に、「このデジタル社会形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とする」という第9条の文言があります。したがって、民間事業者がこの情報提供ということが発生するんだろうと思うんです、活用の前に。したがって、このことについてこの基本法ではどう扱われるのか、このこと2件について伺います。

吉村委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問の、国の想定しているデジタル社会の部分について、まず答弁させていただきます。国の資料のほうにも一旦、第2条の抜粋をさせていただきます。国の想定しているデジタル社会は、クラウド上にあるビッグデータなどをDXを活用して国民が豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するもの。それが例えばAIによる相

談支援事業であったり、公共交通の自動実証実験などというような、国民の豊かさを実感できる活用というのが想定されておると考えております。葛城のほうでも、具体的にそのようなイメージを、第2条を引用しておりますので、そのようなイメージを使いながら、国のDXの推進手順書に基づいて進めていきたいと考えております。

次に、オープンデータの活用でよろしいですかね、3条の部分で。その点につきましては、次の報告させていただきますDX推進計画の中にもオープンデータの活用という部分を記載させていただいておるんですけども、まだまだ課題整理が必要な部分ございまして、国のほうでもまだガイドラインのほう、民間データと連携という部分でまだまだ整理が必要な部分ありますので、これから国の動きを見ながら、活用に向けて、また行政のほうのデータもオープンにするという作業を一部はできてるんですけども、それもこれから検討していきたいと考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 デジタル社会ということについてですけれども、活用して便利になるということはそのとおりだろうと思うんですが、この法の定義によりますと、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録され、多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することにより、あらゆる部分における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会というふうに定義されております。つまり、大量に集められた情報、とりわけ行政には大量に情報が集まってまいります。行政に蓄積された大量の情報を、これを活用していくということが大きな目的にあると思うんです。それには、特にそれを進めていくには民間事業者となるから、民間事業者が行政が持っている大量のデータを何らかの形、これは匿名情報加工にして提供するというのを前の個人情報に関する条例改正のときに議論しましたけども、そういう加工をするということなんですね。

そのときに、この次の質問になるんですけども、先ほどお伺いした基本理念のところの第3条の(3)のところ、ここでは情報の収集及び活用の主体と目的及び内容に関する透明性というふうになってるんですが、この情報提供に関わる透明性というところ、これはどのように考えておられるのかということをお聞きしたいんです。ここにあるのは、情報を収集する、どのように収集したか、これ透明性を確保しますよと。それから、活用の主体、誰が活用するのか、これ明らかにしますよ。どういうふうにしてその情報を扱うのか、目的、どういう活動に使うのか、こういうことについては透明性を確保するとあるんです。しかし、私に関心があるのは、この情報の提供、どこに提供するのかということについての透明性の確保はどう考えておられるのか、このことについてお伺いします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

ただいまの谷原委員のご質問の部分、オープンデータの利用の部分で情報提供の部分は我々も課題として捉えてまして、行政の情報はもうほとんど外部に提供するのは難しいような情報、機関係の情報などもあります。逆に民間と連携して集めたデータなどをどのように

して今後提供するのかと、そういう意味じゃなくて……。

(「行政の情報」の声あり)

高垣企画部長兼情報推進課長 行政内部の情報提供するのは、まだ国のほうにも指針も出てなくて、これからの課題であると考えております。また研究していきたいと考えております。その上で、個人情報の提供にはプライバシーの保護とかそういう部分が重要でありますので、慎重に対応するべきものであると考えております。

以上です。

吉村委員長 高垣部長、今のは、この集めた情報というのは、あくまでも民間とかビッグデータとか集めるけれども、谷原委員のおっしゃるみたいに、その行政の持っているものを、例えば民間の方に渡すとか、そういうふうなことは懸念されているけど、そういうことはないという。

高垣企画部長兼情報推進課長 申し訳ありません、ただいまおっしゃいました民間にデータを渡す分については、まだまだこれから国の指針も出てくると思いますので、それにのっとって適切に対応したいと考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 国の指針にのっとって、これから具体的に詰めていくということでありましてけれども、これは昨年だったと思うんですけども、改正個人情報保護法に関わって、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例制定ということを行いました。そのときの議論の際に、私も述べさせていただきましてけれども、基本的に行政が持つてる情報を匿名情報加工にしますよと、匿名情報加工について、これ民間事業者から求めがあったら、それは提供しなければならないというふうに、これは国の個人情報保護法の改正でそういう方向が出ているわけです。だけど、まだガイドラインとか指針は示されていないということでありまして。

意見ですけども、私が懸念しておりますのは、このときの議論のときも私、申し上げたんですけども、結局、行政が持っているレアな情報、これ氏名も全部入っています。それを分からないように加工して活用していくと、それは非常に価値があるということで加工するんだけど、問題は誰が加工するのかということに問題があると、行政が加工するんだったら守秘義務がかかってますから、情報漏えいがあれば当然厳罰になるわけで、そういうことについての担保あるけれども、これが民間事業者に委ねられる、もちろんここにも法律上の規制はかかっていますけれども、問題は更にその民間事業者が、今その情報加工は55%が外国でやられてるんですね。それも中国で多く行われているという問題がありまして、中国の法令上問題があって、そこから情報が漏えいすると。過去、LINEという大きな、皆さんも使われている会社の情報が中国で大量に漏れたという事実があります。これに対して、情報の匿名加工時に情報が漏れないということをしちっと整備をしていった上でこういう活用をしないと、結局そういう問題がありますよと、現実起きてますよと。今、国のほうのガイドラインがまだということですから、そこには期待はしたいと思っておりますけれども、私はここはしっかりと議会としても関心を持って透明化を図っていくべく、つまりその事業者がどの業者に依頼して、その事業者は更にどこで加工しているのか、最後まできちっと、トレ

一サビリティじゃないけれど、情報加工の在り方についてきちっと追跡できるような、そういうシステムを持っておかないと本当の意味での担保はできないと思いますので、今回の基本条例は基本的なところということですので、国のそういう点でのガイドラインに従うということですから、大きな問題でありますので、今回についてここでどうのこうのということにはならないかと思うんですけれども、この国の指針が出次第、またこの条例の改正も含めてぜひ強化をしてほしいと、そこら辺の情報提供とその加工先のところまで透明性を図るという点では、ぜひ今後、今回はこの条例を定めるにしても、国の指針が出た段階できちっとした形でもう一回考えていただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 おはようございます。1点確認をお願いします。この第6条、これは計画の策定、それから第7条推進体制、これに関連するところなんですけども、特にこの第7条に関連する推進体制。ここで読む限り「市長は」というふうになっております。12月の一般質問で私お伺いしましたけども、ここの文面を読む限りでは、これはC I Oを指すというふうに理解できるんですけども、県内、県内限らず全国的にC I Oは市長がやっているところは非常に少ないというか、ほとんどないんですよ。なぜかという、これ総務省の地域力創造グループ地域情報化企画室というところが、令和4年6月3日の資料としてC I Oの定義づけを行っております。それによりますと、自治体DX推進のためのデジタル人材の確保の取組というものがこの中で出しております、C I Oは、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに、部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長が望ましい。要するに、うちでいうと副市長が望ましいというふうにされてるわけなんです。この辺りどういう形の理解でいいのか、お願いします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

C I Oのことにつきましては、この後、説明させていただきますDX推進計画の中にも記載させていただいております。具体的には葛城市は副市長がC I Oになるという形で整理しております。一方で、この条例の最高責任者というのは、最終的には市長がこのDXの最高責任者という整理でこのように記載させていただいております。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 安心いたしました。後からもうちょっと詳しい説明いただけるということですけども、やはり市長というのは、C I Oである副市長の更に上において、最終的にいろいろ助言も含めた決定の権を持って、最高の決定権を持っているという形の体制で、やはり庁内の調整というところはやっぱりこれ非常に重要になってきますので、その辺り副市長という形で非常に適切ではないかと思えます。

吉村委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 先ほど谷原委員がおっしゃって、国の指針がまだ出てないのに、その辺で条例、先にこれしておく必要があるかどうか。やはり骨格が分からへんのに、この条例、先つくってしもうても、というのは、その指針が出てきてどういう方向性、どないすんねんという形で、また保護する問題もあるから、そういう問題がきちっと解決できてからで、これ、条例化すんのええのと違うのかなと思うてな。そうやってなぜ今せんなんかどうかについてやっぱり教えてもらわんな、それなりの今、議決せんなんそれなりの理由いうのはきちっと教えてもらわんな、谷原委員がおっしゃったけど、骨格できたらまずそれでまた審議いうよりも、骨格が分かってこの条例審議すんのが筋違うかなと。別にこの条例に反対するとかいうんじゃないけど、その辺の不安をちょっと答弁してほしいなと思っております。

吉村委員長 これまでの経緯も含めてお願いします。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの西井委員のご質問の、まずもう一度、条例を制定する目的ということについてご説明させていただきたいと思っております。葛城市のDXによるデジタル化の推進は、単純にデジタル技術の導入でDXを進めるのではなく、デジタル情報、大量の情報などを活用して、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現に寄与することを目的に、今回この条例制定させていただいております。この本条例の中で、DXに関するまちづくりに関する基本理念を記載させていただいております。また、デジタル情報を活用したまちづくり以外に市民に関わる部分も条例に記載させていただき、市の責務、市民の役割、市民等の役割も明確にすることで、葛城市のDXの進め方を明確にするということを目的で、今回、理念条例として制定させていただいております。

以上です。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。これ、後ほどまたDXの推進計画のほうを説明させていただくんですけども、まずデジタル化、DXのほうがばんともう出てきてますので、トランスフォーメーションのほうがもうどうしても目行くんですけども、従来からの議論の中で、葛城市のデジタル化の状況ですとか、それを使った活用方法というのは、実は部署部署によってばらつきがあった、非常に進んでる部門もありましたし、逆に言ったらそうでもない部門もあったのかなという認識を持っておりました。ですので、まず総合的に判断できるものをつくらなくてはいけないですよといったときに、もう2年ほど前になるんですけども、そのときにまず理念を持たなければそういう計画をつくれないうところから始まりました。ですので、今回まず条例を制定させていただくと同時に、推進計画もこれ並行してご議論いただくことになるんですけども、そういう時間的なサイクル。本来でしたら、この計画を持つ前に、もう仮に1年なり2年なり前に本来はその条例制定をしたかったんですけども、一緒になってしまったというのはまさにそれなんです。

それで、今、西井委員がおっしゃった部分なんですけども、まだまだビッグデータを提供

するような状況には今現在はない。それと、ましてや葛城市が単独でそのような情報を出すということはありません。国という大きなそのスパンの中で、スケールの中で、情報をどのように民間に提供していくのかという議論がなされると認識をしておるところでございます。ただ、それはまだしばらく先の話で、今現在は、ビッグデータそのものを民間が獲得しようとするような手を使って、ポイントでありますとか、いろんなクーポンでありますとか、いろんな手を使ってその情報を獲得しようとしてるんですけども、それは民間での話であって、必ずしも行政サイドからビッグデータを出しますというような形にはなっていない、その辺の整理ができてないという認識を持っております。ましてや、将来的においても、単独で葛城市自体がそのビッグデータ、葛城市が持っているビッグデータを民間に提供することは多分そういうことは起こらないだろうな、国を経由してそういうような形にはなっていくのかなという認識は持っておりますのでございます。

以上でございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 将来的な準備のためにという、簡単に言うたらそういう意味で、まずそういうふうに理解して、その箱づくりを先しとくということやね。そしたら、分かりました。まだまだいろんな情報がいろいろ、情報社会の、結局、進歩の中でいろいろ変わってくるというのは、もう現実、理解できますねん。だから、その辺で先ほど谷原委員がおっしゃったように、その整理を中国の企業にするとかいうことは、十分いろいろ将来的にも漏れやすいところで情報整理をするということのないように将来的にも考えてほしいなど。その辺が一番危惧、またほんで不正アクセスの連中らがそのシステム攻撃するとかいう時代になっておりますので、その辺防げるような、いろんな悪用を防げるような形で推進してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 いよいよこういった準備ができたというふうに思っております。私も昨年、一般質問をさせていただきまして、DXのほうの推進という形で質問させていただいた流れから、総務建設常任委員会の研修等でもDXの推進という形で、もう国は、先ほど何か話の順番が逆やなと思ったのは、もう国がこのデジタル社会の形成のために国はもうこれ不可欠という、こういったもう世の中になってるんですよ。このことがベースで、各それぞれの自治体がそれぞれにそのデジタルを形成していくという、この順番をこれから踏んでいくということですので、当然、国の指針、国の方針というものが、先ほどからいろいろと個人情報等、それからその業者のそういった個人情報の漏えい等のそういった責任、責務についても、このデジタル社会形成基本法というところで一応うたわれております。それは、もちろんその約束事をベースに、それをずっと根を広げていくということで、早くうちもそういった条例をつくるべきだということ、私も奥本委員もしっかりとそういうことをPR、訴えてきたわけですので、いよいよこんな形でデジタル、そのことに、要するにこの目的というのは、もちろん市民の利便性ということを第一に考える、そして業務の効率化とかいろいろな目的は多様であ

ります。今、葛城市がこのように条例をいよいよ制定されたと。これを地域のやっぱり住民にしっかりとこの流れを知ってもらう、周知してもらうということが最もこれからは大事な作業かなと。デジタルデバイドという、私もちょっと心配しておりますこのITの使用に対しての格差、こういったものを解消していくことがこれからは大事である。そして、デジタル人材、それを活用するのに、やっぱりサポートしてくれる人材を何よりも確保することが先決であるというふうに、これはもう本当に一番喫緊の課題であるというふうに私も思っております。

この条例ができて、これを市民に周知して行って、やはり今、當麻のほうの総合窓口、これはもうそういった一步を踏み出していただいているわけですので、住民もその市役所の在り方ということに大いに理解をしていただく、要するにそう感じていってもらうような流れを行政はつくらんとあかんと思うんですね。この条例をつくられて、これからこのことについて市民に周知していく、大いにこれをPRして行って皆さんで活用していきましょうと、利便性向上、そしてその格差がないようにどうしたらいいかということの手順を踏んでいくということですので、私はこの条例の大きな定義ということについては、まずここから始めて、また必要あれば市長がこの計画についていろいろと条例に附属させていただければよいと考えておりますので、評価はさせていただきたいと思っております。

その中で、これを機に、市民にこういった条例ができましたということを広報等でしっかりと伝えていくというような、それからこの方法につきましても、これから広報誌を通じて、みんなホームページだけでは対応できない、この今の現実の中で、それをやっぱり知っていただいて、ホームページを見ましょうというようなことを促す。ただし、この中でやっぱりこのデジタルの格差というものは、いろいろあるんですよ。年齢の格差、それから所得の格差とか障がいの格差、教育の格差、就業の格差、いろいろとその格差というものに対してはいろんな要因があるわけですね。こういったことを解消するためにこれからどう踏み込んでいくかということを知りたくて、もう絵に描いた餅ではなくて、そういったことをしっかりと、一番みんなが見てくれる広報誌にしっかりとこれを書いていってもらわんと市民には広がっていかない。それを使ってもらうのは市民ですので、便利になったなと思っていただくようなことを、これからはページを増やしてでも、しっかりとこのところは、こういったことを行政としてやってますよという情報を伝えていっていただきたい。もうそれのみです、私のお願い。そのことについてどのように考えておられるのか、概略でもいいんですが、まだそこまでいかないと思うんですけども、本気になってやっていただきたいと思うんです。もう現実には、うちはほかの市町村に比べて進んでるか進んでないじゃなくて、やっぱりこれやらんと必須なんですよ。だからその辺の、これから本気に取り組んでいただくご所見を市長にもいただきたいと思っておりますので。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、今回は条例制定をお願いしておるわけでございまして、条例制定の部分についてご審議をいただけたらありがたいなと思っております。といいますのが、後ほど、調査案件だったと思うんですけども、葛城市DX推進計画のほうへ案を出しておりますので、詳細な

ご意見等のまたお話等はそちらのほうでお伺いさせていただければありがたいなと思っております。ですので、答弁もそのときにさせていただけたらと思うんですけども。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 条例制定されるのに、自分たちの制定の覚悟というものを聞かせてもらわんと、ここスタートしないんじゃないですかね。市長、そこを言うてくださったらいいですよ。細かいことは後で聞きますよ。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたんですけども、これからデジタルそのものが、これはもういや応なしに進んでる部分でありまして、国が推奨してるというのものもあるんですけども、推奨してなくても実際問題として行政としてはデジタル化していかないと、効率も図っていかないといけないというのは、もうこの実社会そのものがそうですので、その流れというのは逆らっていくわけでは絶対ないんです。ただ、当初申し上げましたように、行政の中でのデジタル化というのは進めてきてるんですけども、その部署部署、縦系列の中でいろんな業務の在り方についてデジタル化をやってきたんですけども、じゃあそれを全体像としてどの程度進んでいるのであるとか、どういう方向にいくという、ある種、理念的なものが葛城市としてはなかった。それに当たって、まずデジタル化推進する、最終的にはDXまで行きたいんですけども、それをやるに当たって計画を立てる、その前に本来でしたら今言ってる理念になる、市、地方自治体による理念に当たる条例の制定が必要であると。ただ、タイミングを申し上げましたように一緒になったというのは、実はその準備はもう事前にやってきて、条例制定も実は考えてたんは考えてたんです。そういう意味において、これからの時代というのは、市民の利便性や社会のこれからのさらなる成長を見たときには、デジタル化はもとより、その後に次のステップにある部分というのは、行政内部においてまず活用が最大限されるべきである。特にビッグデータという名前が出てるんですけども、そのような情報を最大限活用して市民サービスにつなげていく必要があるという考え方を持っております。ですので、今回の条例制定をお願いしたいというところでございます。詳細につきましては、また今回一緒にDX計画のほう、上げておりますので、そちらのほうでご意見等をお伺いさせていただけたらなと思います。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 いよいよスタートしていきますということで、私もそれをまずやらなければ、これからいろいろ、このDXも含めた予算化をする中で、予算規模もやっぱり変わってくると思うんです。これ、大事なスタートだと思います。これを議会も認めていくわけですから、これからね。だから、どれだけ今後において、こういったデジタルに関しての予算というのものも、しっかりと予算組みというものをさせていただくという意味でも、私はこれをスタートとして本気でやっていただきたいというふうに思いますので、もう質疑としては細かい質疑は後でさせていただきます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も、情報活用についてはもう当然我々もしているし、民間事業者もやってるし、行政でもやっていく、それを市民のために生かしていく、これは当たり前であって、そのための基本条例ということであって、現段階はやはり主体は主に市がこの今の段階では情報活用について行政内部でやってる段階だということですが、将来的に、先ほど言いましたように、民間事業者の求めがあれば匿名加工情報を提供しなければなりません。これは改正個人情報保護法でなってるわけですから、市長が言いましたね、葛城市単独で出すことはないとおっしゃいましたけども、例えば12市全部のこういう情報提供をお願いしますというふうに求められたら、加工して出さなければいけないという部分が出ておりますので、単独でないとしても、今後、個人情報の匿名加工情報による提供ということが出てくる段階で、もう一回私は基本条例のこの第3条（3）透明性の確保という点で、先ほど言いました情報加工のトレーサビリティも含めて、きちっとした対応が出てくるのではないかと。そのときになってまた議論するということもあろうかと思えます。今回は、活用に向けた大きな方向性を出すということですので、私も反対するものではありませんし、議論としては個人情報保護法との関係もあって、デジタル社会形成法とまたちょっと違う法律との関係もありますので、そちらのことの動きも見ながらということになろうかと思えます。ちなみに、前回私が発言したときにも紹介しましたが、これは全国市議会議長会でこの情報加工の在り方について、国際的な水準、EUとか欧米の国際水準に合うような個人情報の保護に関わる規制をちゃんとやるべきだと、一般データ保護規制、規則を定めるべきだというふうなことも出ております。そういうことは多くの議員も懸念してるころなので、ぜひ、今後、条例を制定したら終わりということではなくて、今後の国の動向を見ながら、この第3条（3）、これについてはちょっと将来的には検討していただきたいということを申し上げておきます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 おはようございます。僕からは、条例のことについてちょっと教えていただきたいんですけど、この中のね。第2条（3）というんですかね、「市民など、本市に居住または滞在する者」と書いてますけど、それというのは対象というのはどなたかというのをちょっと教えていただきたいというのと、あと、条例を大体つくられるときに、テンプレートみたいな形なんですけど、例えばこの条例に定めるここにあるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとか大体書いてるんですけど、今回これないんですけど、その辺はもう別にいいということなんですか。その辺ちょっと教えていただきたい。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 まず、（3）の「市民等」についてご説明させていただきます。今回、制定の際に議論させていただきまして、居住されている方以外に関係人口もありますし、滞在、観光で訪れる場合の方も含むという考え方で一旦制定させていただいております。それと、その他の事項というのは理念条例ですので、今回は定めずにつくらせていただきました。

以上です。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 滞在する者というたら、観光する方とか、こっちに地域に訪れた人ですね。細かく言うたら、ここをただ単に通過する人とかってはいりませんか、まあいうたらね。そういう方は対象になるのかとかいうところをもうちょっと教えていただきたいなど。というのが、ほかの条例で見たら、そういうふうにあえて書いてあるんですよ。そういう方が対象になるのかなと。

それと、あともう1個だけ、僕らもこれ災害起こったときというのも、このデジタルの活用というのが必要になってくると思うんですけど、理念のところ、これは行政サービスがやりやすくなるよとか、市民のサービスが良くなるよとか、そういうことがうたってるんですけど、災害のことについて、先ほど委員長の冒頭の挨拶もあったんですけども、そういうことについてちょっとここにうたわれていないという理由、その辺ちょっと教えていただきたい。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 まず1つ目の質問の、通過する方の定義はないのですが、葛城市に一旦とどまって、例えば休憩して道の駅でWi-Fiを利用されるとか、そういうのはもう含むという想定で、DXの享受していただけたらというイメージではあります。ですので、文章としては書いてないですけど、広く取っていただけたらと考えております。

それと2つ目の質問は、今、防災とか災害の部分では、あえて記載はしていませんが、DXを活用したまちづくりの中に防災の部分も含まれると考えていますので、そのような施策も今後取り入れる必要があれば取り入れていくという考えではございます。ですので、条例にあえて防災というのが大きな話になるので、明確には入れておらないというところです。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 大きくは行政情報の中に含まれるという認識を持っております。あえて外出しはしていませんけども、総括した中に含まれるという認識を持っておりまして、ですので当然、DXの推進計画の中に防災場面というのはこれから入っていく大きな要素であると認識をしております。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 これちょっと先に読ませてもらってたんですけど、計画のそこにもうちょっとあんまりうたわれてなかったの、だからやっぱりそやからそれについては、災害が発生してやっぱり迅速な復旧とかももちろん必要になってくると思うので、ここに僕としては条例の中でここで表に出してきてもええのかなという感覚ではおったんですけど、市長そういうふうにおっしゃってんやったら、こっちの計画のほうをしっかりとここにうたっていったらなと思いますので、分かりました。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

奥本委員。

奥本委員 私、谷原委員の先ほどの個人情報の匿名加工情報のところについてちょっとお話ししたいんですけども、これはこの条例のところで議論するんじゃなくて、葛城市の情報セキュリティポリシーの中で本来これうたうところであって、ここはこの議論はちょっと的外れじゃないかと思うんですけども。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 的外れというよりは、大前提としてこの基本理念、理念法ですから、理念法的前提となるその情報の活用、その情報そのものが市民にとって安心できるものでないと駄目だというふうに思うんですね。だからこそ、この基本理念の第3条（3）のところに、わざわざ透明性の確保とあるわけです。だったら、そのポリシーで入れるんだったら、ここに入れなくても、透明性の確保入れなくてもいいということになりますので、ここにそういうことがきちっと書いてあるので、私はあえて質問させていただいたわけです。だから、情報の収集だけではなくて提供、できたら提供という文言があればいいんですけども、まだそれが時期尚早であれば国のガイドライン見て入れたらいいと思うんですけども、私はこの第3条（3）に関わってそういう意見を述べさせていただきました。もちろん、ほかの先ほど言いました個人情報保護法の系列のほうでしっかり見ていくいうのも当然だし、けどこれは理念法で大きいくりだったので、質問、そういう意見を述べさせていただいたんです。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 理解いたしました。ただ、この第1条のところのデジタル社会形成基本法というところに大きく、その中でプライバシーの確保というのがやっぱりうたわれてるわけなんです。そこがまず一番最初にできてるので、そこに一応打つとる形というふうな理解をすれば、この第3条のところのおっしゃることはよく分かるんですけども、別個やっぱりセキュリティポリシーというところを定めがありますので、そちらのほう、丁寧にやるのであれば、そこにそういうふうなところに関連してという文言を入れてもいいかもわかりませんが、私はだからこのところはそれは要らないかなという理解をいたしました。

吉村委員長 上位法令のほうであるというふうなことです。

谷原委員。

谷原委員 私が言ってるのは、上位法令があって個人情報保護法の改正があった上でこういう問題が出てるといことなので申し上げているわけで、上位法であるからオーケーというんであれば何も議論する必要はないんですが、上位法の定めがあった上で、いろんなことの中で、先ほど言いました全国市議会議長会なんか意見が出てたり、諸外国と比べて非常に甘いんじゃないかと、このままでは不安だという声があるので申し上げてるわけですから、そこはちょっとご理解いただきたいと思います。

吉村委員長 やはり、こういった条例についてやっぱり個人情報の保護というのは非常に懸念すべき

ものでありますので、これについて質問されたということかなと思います。よろしいですか。
奥本委員。

奥本委員 分かりました。そしたら、このところ、この第3条のところにもう少し詳しく丁寧に記載したほうがいいんでしょうか。そういうことは望まれますか。いかがでしょう。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 だから先ほどから何度も申し上げてますけれども、まだ国のガイドラインとか細かいところ、多分そういう意見がいろいろ上がってますので、ガイドラインがもっと厳しくなる可能性もあるし、その状況を見て葛城市でも、また個人情報を匿名加工にするという段階ではないと先ほどから市長おっしゃってますし、そういうもっと具体的に見えてきてからの議論でも私はいいと思ってますので、今回ここにあってそういうことを入れるということは必要ないと思いますが、将来的な状況の中ではもう一度見直しをお願いしたいというふうに先ほど申し上げてますので、そういうつもりで述べております。

吉村委員長 よろしいですか。議員間討議ですので、今、お二人の議員間討議につきましてはそれぞれ双方理解していただいたということで、ほかに議員間討議を希望される方はいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第4号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。
高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第5号、葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについての改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。お手元にあります新旧対照表をご用意いただきたいと思います。

まず、改正理由からでございます。令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部を改正する法律、令和5

年法律第48号が公布されました。今回の法改正において、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定が見直されました。これまで、特定個人情報の情報連携については、番号法別表第2により、情報を照会、提供できるもの、情報を照会することのできる事務、照会することのできる特定個人情報が定められておりましたが、法改正により法別表第2が廃止され、今後は主務省令に規定することで情報連携が可能となりました。これにより、新たに必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能となるようにされています。葛城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、当該規定の一部を引用していることから、法改正に合わせて本条例を改正するものです。

それでは続きまして、改正内容でございます。お手元に配付してあります新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条第1項について、改正法の規定の一部を引用するため、第5号に個人番号利用事務、同じく第6号に特定個人番号利用事務、並びに第7号に利用特定個人情報の新たに必要となる用語を定義に追加するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをご覧ください。第4条、個人番号の利用の範囲について、法改正により法別表第2が廃止されたことにより、番号法により引用していた文言について改める必要があるため、第1項の旧のほう、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、第3項の法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めるものでございます。

最後に、新旧対照表の3ページをご覧ください。附則の第1項といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和5年法律第48号の施行の日から施行します。これにつきましては、本条例の改正は上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の法改正を踏まえる必要があり、法改正の施行日から施行する必要があるためでございます。なお、改正法の施行日については、公布の日である令和5年6月9日から起算して1年3か月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなっております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 特にないですかね。条文の解釈には変更ないということでありましてけれども、質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第6号、葛城市防災会議条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの議第6号、葛城市防災会議条例の一部を改正することについて、改正内容及び改正理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、葛城市防災会議条例第3条第6項において、委員の定数は25人以内とすると定められておりますが、本年1月18日に開催いたしました葛城市防災会議におきまして、新たに2名の委員の委嘱についてご承認を得られましたことから、現行の25人以内から27人以内に改めようとするものでございます。

お手元に配付させていただいておりますA4の防災会議委員構成をご覧願います。今回追加させていただきました委員といたしまして、まず26番目の吉本整形外科病院であり、こちらは市内唯一の救急指定病院として、災害発生時の医療体制に関して意見を取り入れさせていただきたく委嘱をいたしました。次に、27番目の自衛隊でございます。災害発生時、自衛隊の支援が肝要となることから、平時より関係づくりを行うとともに、経験豊富な自衛隊の意見を取り入れさせていただきたく委嘱をいたしました。なお、所属につきましては、大久保駐屯地第7施設群第380施設中隊となります。

最後に、施行期日につきましては令和6年4月1日とさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議賜りたくお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

横井委員。

横井委員 この資料の27番目、自衛隊の大久保駐屯地、これ大久保駐屯地はどこなのでしょう。

吉村委員長 場所についてですね。

西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

大久保駐屯地につきましては、京都の宇治市にございます自衛隊施設となっております。

以上でございます。

吉村委員長 近鉄の新大久保駅の近くのところですね。

ほかによろしいですか、横井委員。

横井委員 はい。

吉村委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお聞きします。

まず1点目ですけれども、この防災会議の所掌事務として、葛城市防災会議条例には第2条の1号に葛城市地域防災計画を作成し及びその実施を推進することとあります。葛城市の地域防災計画、これについての改定はいつ頃になるのか、今後27人の方でこれを改定作業の議論をされるのか、ちょっとそこをまず1つお伺いいたします。

2つ目ですけれども、防災会議のメンバーの方々は、それぞれの分野、特に災害に関係する分野のところから出られていると思うんですが、現在の葛城市の防災会議の委員の方々それぞれどういう分野から出られるのか、これについて伺いたいです。というのは、私はインターネットで調べたんですけど、これは葛城市ではちょっとホームページでは見当たりませんでした。見当たらなかったんですね。ですので、教えていただきたいんですが、他市では公開されてるところもありますので、そしたらこういうところから、こういう分野から出ていただいているんだなということが分かるんですけども、現在、葛城市の防災会議の委員の方々がどういう分野からどういうふうな比率で出ておられるのか分かりませんので……。

(発言する者あり)

谷原委員 資料いただいていますか。資料いただきましたので、ちょっと見ますので、最初の質問ですけれども、地域防災計画をこの27人の方でやるようなあれになるということですか。そのスケジュールをちょっと教えていただければ。

吉村委員長 改定の時期ですよ、防災計画の。

谷原委員 はい。

吉村委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまの谷原委員のご質問でございます、まず防災計画のほう、いつ改定するのかというところでございます。今年度は、先ほど部長の説明にもありましたように、年明け1月18日に4年ぶりに、これまでコロナ等の影響がございまして書面会議等でなかなかできなかった状況でございますけれども、今回4年ぶりに1月18日に開催をさせていただきます、主には法令改正による文言の変更であったり、4年前からの様々な防災協定、そちらのほうも結ばせていただいたところもございましたので、そういったところを追加するなどの改正を行っております。

今後につきましては、この27名の体制でということになりましたら、今回、施行が令和6年4月1日となっておりますので、4月1日以降、必要な改定事項が生じましたら開催させていただきたいと考えております。また、基本的には年2回程度の開催をできる予算を計上しておりますので、その都度、必要となりましたら、また開催のほうをさせていただきます

たいと考えております。

以上でございます。

(「地域防災計画の改定時期をちょっと」の声あり)

吉村委員長 地域防災計画の改定時期について。

阿古市長。

阿古市長 防災計画の改定に当たりましては、今、必要事項を洗い出しております。と言いますのが、今回、能登半島の地震がございましたので、その分析をそこへ反映したいという考え方を持っております、特に受援体制も含めまして改定を進めたいと思っておりますが、そのスケジュールにつきましてはこれから検討させていただくという、今年度改定したいなと思ってるんですけども、どのタイミングでその作業が終われるかということにつきましてはちょっとまだ未定でございます。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 今いただきました会議の委員の方々の一覧を見たんですけれども、それぞれの分野から出られて、そこにまた2名、また医療関係と、それから災害派遣などで活躍しておられる自衛隊の部隊からもいただくということで、それは了解したんですが、今度は質問なんですけれども、女性分野の団体、女性の視点からこの災害を見直すということが、これは男女共同参画局は令和2年の5月に災害対応力を強化する女性の視点ということで、男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインというのを出してあります。これ、令和2年の5月ですから、現在持っている葛城市の地域防災計画が策定された後に出てるガイドラインなんです。能登半島でも今、盛んに、被害の実態、状況、いろいろ復興支援の状況、先ほど阿古市長もおっしゃったように、いろいろとそれを把握した上で、今後、葛城市の地域防災計画に反映させたいということでもありますけれども、その中でもやはり女性視点による復興、あるいは避難所運営等も含めて言われております。これについて葛城市は現在どう考えておられるのか、分野別で見て女性団体とか女性の関係のほうのところがないので、これについてちょっとお伺いいたします。

吉村委員長 林本総務部長。

林本総務部長 ご意見ありがとうございます。まずこの防災会議の委員構成でございますけれども、それぞれ役職、団体等の、どういう形で団体から代表として出させていただくかによっては、女性の構成というのは変わってくるものでございます。今、委員ご指摘のように、今回災害時の避難所生活においては女性の意見というのは非常に大事であるというのはもう認識しておりますので、その点も踏まえまして、今現状としましては3名ほどおられます、この中のメンバーとしましては。ですので、また役職等で、多分その団体の中の改正によってはまた女性の委員も増えていただくよう、またその都度そういう形をお願いという形で、ちょっとでも女性の委員が増えるように努めていきたいというふうに考えております。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後の意見になりますけれども、私もほかのホームページで見ることができる委員の名簿

を見ても、女性団体の代表の方が出ているということではありません。しかし、先ほど言いましたように、政府のガイドラインもできて、ぜひ女性の声が生かされる地域防災計画つくっていただきたい。それは、事前の庁舎内でのいろいろ検討の中でも、そういう視点を必ず入れてやっていただきたいと。これは政府のほうのガイドラインが出ているわけですから、メンバーの中でも、結局出られる方がそのポジションによって男性なのか女性なのか分からないということでもありますけれども、将来的には地域の女性団体等も含めてはっきりと女性の立場から物を申し上げると。つまり、分野ごとの代表で出ている方はあくまで男女ということではなくて、その分野についての専門的な知見からおっしゃられるわけですから、ぜひ女性分野のことについても考えていただきたいと。できたら、定数も27名にするのではなくて、もう30名ぐらいにしておいて、先ほどありましたように以内だったらいいわけですから、以内だったらいいので、2名増やすから2名こうするのではなくて、30名ぐらいにして、私はできたら女性団体の方も入れるというふうな方向でやっていただきたいなというふうな希望であります。ここで修正案を出すかどうか別ですけれども、その都度、防災会議のほうにも諮っていただきまして、必要があればまた再度条例改正ということもあるんだろうと思いますので、これも防災会議のほうで議論されて27名ということを上げていただいているということなので、1回防災会議の中でも議論していただいて。改めて必要であれば、もうちょっと弾力性のある定数にしてもいいのかなというご意見だけ申し上げておきます。

以上です。

吉村委員長 今のご意見として、男女の構成というのは今後変わってくることもあろうかと思いますが、特にやっぱり今、避難所生活の中で、男性目線という方が非常に多いということは問題となっております。マスコミでもやはり、例えば水のタンクの組立だと男性が組み立てるものだという前提でいろいろ作られているのが、いやいやそうじゃないと、女性も組み立てられるようにというふうなことで、そういったものも開発されたりとかしてますし、それから防犯の問題もありますので、そのようなことを今、谷原委員から出されたというふうに理解をいたします。

ほかに、質疑。

奥本委員。

奥本委員 今の谷原委員のちょっと関連になりますけれども、この委員の中に生活安全課の課長が入っていないというのはどういうわけなのでしょう。それとも、これ別枠で入ってらっしゃるといふことでいいんですか。

吉村委員長 これにつきましては、西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

生活安全課長につきましては、事務局というふうな形で参画のほうさせていただいております。

以上でございます。

吉村委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村監査委員事務局長。

吉村監査委員事務局長 おはようございます。監査委員事務局の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第7号、葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて説明をさせていただきます。

今回の葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することにつきましては、地方自治法の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項が改正され、令和6年4月1日に改正法が施行されることになり、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されることに伴い、本2条例の所要の改正を行うものでございます。

まず、葛城市監査委員条例でございます。新旧対照表をご覧ください。今回の地方自治法の改正では、第9条、職員の賠償責任の決定等に引用されています法第243条の2の2から法第243条の2の8に繰り下げられるものです。

施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

今回の改正でのこの条文の解釈に変更はございません。

続きまして、葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例でございます。新旧対照表をご覧ください。

本条例につきましても、同様の地方自治法の改正によるものでございます。第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除に引用されています法第243条の2の2から法第243条の2の8に繰り下げられるものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

今回の改正で、この条文の解釈につきましても変更はございません。

以上、葛城市監査委員条例及び葛城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。地方自治法の改正によることで、いわゆる条ずれということですね。特にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

議第18号、葛城市市営住宅条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和5年5月19日に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日より施行されることに伴い、葛城市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

葛城市住宅条例第6条におきまして、入居者の資格として、現に同居または同居しようとする親族があることと規定されております。その例外として、配偶者から暴力を受けた者等で、申立てにより裁判所よりその加害者に対して接近禁止命令または退去命令の命令がなされ、その効力が生じた日から起算して5年を経過していないものが規定されており、当該規定のため、現在、本条例は配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項を引用しております。現行法では、身体的暴力と生命、身体に対する脅迫に限って被害者への接近などを禁止する保護命令を出せることになってはいますが、改正法では暴言や態度で相手を攻撃する精神的暴力、精神的DVにも対象を拡大するとともに、接近禁止命令の期間を現行の6か月から1年に延長して被害者保護を図る等の改正がなされております。

また、現行法の第10条第1項において一括で規定されておりました接近禁止命令と退去命令が、改正法では第10条第1項及び法第10条の2に分けて規定されているため、葛城市市営住宅条例におきましては同法の引用条文がございます引用条文を追加するものでございます。

詳しくは、条例新旧対照表により説明させていただきます。3ページでございます。右側の改正後の赤色部分が今回改正で追加する部分でございます。第6条第1号ク（イ）中、「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定」を加えます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日は本年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。1点だけお伺いします。葛城市の住宅条例の中には、入居できる方ということで規定があつて、基本的には配偶者あるいは同居者がいるということだけでも、例外的に幾つか挙げて、こういう方は別に入れますよということなのですが、その中で先ほどありましたように、配偶者暴力防止法等のある該当の方については単身者でも入れるということであろうと思います。その際、この裁判所からの命令とかあるということを確認の上ということになるのか、この申請というのは実際には具体的にはどういうふうな手続になるのか、ちょっと教えていただけますか。現行でもあるわけですから、現行のあれでもいいですし、この度は裁判所から、脅迫等を受けて、接近したらあかんというふうなことの命令が裁判所から出てるということですのでけれども、そうした確認とか申請の段階でどういうふうな形でされるのか、どういう現状になっているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。

谷原委員の質問に関して説明させていただきます。現状、入居に際しましては、募集の際に申請書を書いていただくことになっております。その中で、収入条件とか一般的なものは別にその他という欄がございますので、今回の場合でしたらDVと記載いただきまして、その裏づけとしまして裁判所からの命令を付けていただくような形になります。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。この度、法律によって、その枠が、範囲が広がったと、そのDVの捉え方の範囲が広がったということは大変いいことだと思います。ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第20号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

ただいま上程となっております議第20号、葛城消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて、改正の内容及び改正理由を申し上げます。

まず、改正理由でございます。本条例は、非常勤消防団員等への損害補償が必要な場合についての補償内容、補償金額などが規定されております。その金額につきましては、従来から非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の補償基礎額と同額とさせていただいております。今回、その基となります国の一般職の職員の給与に関する法律別表にございます公安職俸給表が改正されることに伴い、当該政令で定めております非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の改正が令和6年2月9日に公布、令和6年4月1日から施行されますことから、本条例につきましても政令に合わせる形で条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容でございます。お手元に配付しております新旧対照表の1ページをお願いいたします。右側が改正後となります。第5条第2項第2号中の消防作業従事者等、こちらいわゆる民間の協力者の方になりますが、そちらの補償基礎額、こちら下から2行目、8,900円であったのが9,100円となります。

次に3ページをご覧ください。右側の中段でございます。別表第5条関係の補償基礎額表中の非常勤消防団員等の補償基礎額につきましても、階級、勤務年数ごとにそれぞれ改正されております。

最後に、施行期日につきましては令和6年4月1日とさせていただいております。

以上でございます。よろしくご審議賜りたくお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、午前11時10分から会議を再開いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では次第に記載しております3つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、6月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、(1)DX推進に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、お手元に配付させていただいておりますDX推進計画(案)についてご報告させていただきます。配付資料といたしましては、そのほかに葛城市DX推進計画概要版、葛城市のデジタル化に関するアンケート調査結果の以上3点を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の葛城市DX推進計画(案)についてご説明させていただきます。デジタル情報を活用したまちづくりでございます。これにつきましては事前に資料を配付させていただきましたので、主な部分を中心にご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ目をご覧くださいと思います。1ページ目につきましては、計画策定の背景と趣旨を記載させていただいております。これにつきましては、概要版のほうの短いほうのほうでちょっと説明させていただきたいと思いますが、背景、趣旨といたしましては、デジタル技術の急速な進展や少子高齢化による人口減少により、DX、デジタルトラ

ンスフォーメーションが求められている中、政府からは目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化が示されました。また、奈良県においても、知事を本部長とする奈良県地域デジタル化戦略本部会議が開催され、奈良デジタル戦略が作成されました。このような背景から、葛城市においても葛城市のデジタル情報を活用したまちづくり推進条例の基本理念に従いましてDXに取り組んでまいりますという趣旨を記載させていただいております。

それでは続きまして、2ページ目をご覧くださいと思います。2ページ目、2です。計画の位置づけです。本計画は、条例第6条に規定する計画として策定するものであります。デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進するためのものです。また、市の最上位計画である葛城市第二次総合計画や第2期葛城市総合戦略の推進をDXの観点から補完するものでございます。下の部分の計画の位置づけのイメージをご覧くださいと思います。先ほども申し上げましたが、最上位計画である葛城市第二次総合計画、それに関連する第2期葛城市総合戦略の2つの計画を個別に補完するイメージで、令和5年度に葛城市DX推進計画、本計画を策定させていただいております。先ほど上程いたしました、葛城市デジタル条例を活用したまちづくりの推進条例に基づいて、規定に基づいて策定させていただいております。このイメージといたしましては、令和6年度以降に個別具体的な施策アクションプラン等を策定して進めていくというイメージで作成させていただいております。

それでは、3ページ目をお願いいたします。3番目の推進体制でございます。

(1) 推進体制、本計画の円滑な推進を図るため、副市長を最高情報責任者CIOとし、CIO及び各部長級、事務局は情報推進課から成り、葛城市DX推進本部（以下「本部」という。）を設置し、定期的に進行管理を行います。また、本部には、必要に応じて専門的な知見から副市長を補佐するCIO補佐官を設置することとし、外部人材の活用を積極的に検討します。個別の取組内容については、本部と各担当課で連携して実施し、必要に応じて企画部長が委員長とするDX推進検討委員会において検討、助言等を行います。下の部分の推進体制のイメージでございます。先ほどの奥本委員のご質問にもありました、市長が統括的な最終的な責任者、最高責任者というイメージで、DX推進本部といたしましてはCIOを副市長、各部長から構成になるDX推進本部、事務局は情報推進課で構成しておるというイメージでございます。それらの本部の決定に基づいて、連携報告を各課に下ろし、DX推進検討委員会、これは内部職員の中で構成しておるんですけども、その助言検討なども受けながらDXを進めるという体制のイメージでございます。

(2) です。デジタル人材の確保育成、DXの推進に当たってはデジタル技術やデータの活用が当たり前となる業務に対応するために、広く職員のデジタルリテラシーの向上が不可欠であるという認識のもと、デジタル人材の確保・育成及び職員に対する研修等に努めてまいります。

次に、4ページ目です。計画期間につきましてご説明させていただきます。計画期間は令

和6年度から令和8年度の3か年とさせていただきます。3年間とさせていただいております。ただし、葛城市第二次総合計画や第2期葛城市総合戦略の整合性を取ることにし、国の動向も踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図ります。下の部分ですが、先ほど申し上げました最上位計画の葛城市第二次総合計画、これは10年間の長期計画ですが、その終わりが令和8年、2026年が最終の年となっております。また、第2期の総合戦略につきましては、現在は6年が最終年でございますが、他市の動向も見ておりまして、仮ですけども、仮に計画期間を延長して総合計画と合わせるところが増えておりまして、葛城市としてもそのほうがもうメリットも大きいのではないかと、2つの計画よりも1つにすることで、ということ进行调整したいということで破線で一旦書かせていただいております。これにつきましてはまた別途、決まりましたら報告になると思います。最後ですけども、葛城市DX推進計画につきましては上記の令和8年度が終了になるという想定で、当面3か年間の計画ということで策定させていただきたいと思っております。

次に、5ページ目の基本理念につきましては、本市ではデジタル情報を活用したまちづくりの推進にあたり、条例第3条において次の4つの基本理念を定めております。ということで先ほども、条例案でご説明させていただいた基本理念を基に策定させていただいております。内容につきましては先ほどと同じ内容でございますので、省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6ページの6番目、取組事項でございます。基本理念を踏まえまして、本市において国の自治体DX推進計画における重点取組事項を中心に次の11の項目について取り組んでまいりますということで、11の項目を記載させていただいております。この詳細になりますが、7ページをご覧くださいと思います。

(1) からご説明いたします。自治体フロントヤード改革の推進ということで、概要、取組の方向性です。日本全体の少子高齢化、人口減少が進む一方で、人々の生活スタイルやニーズが多様化している現代においては、行政手続のオンライン化をはじめ、市民と行政の接点（フロントヤード）の改革が求められています。本市においては、国が示す「特に国民の利便性向上に資する31手続」の内、子育てや介護関係等、市町村関係の26手続については、令和4年度までにマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請が可能となっておりますが、それ以外の各種行政手続についても、適宜オンライン申請が可能となるように取り組むとともに、市民との接点の多様化・充実化を進めてまいります。これまでの取組といたしましては、子育てや介護関係手続のオンライン化、水道の開栓・閉栓、粗大ごみ収集、職員採用試験申込等の手続のオンライン化、コンビニ交付サービス、各種証明書のオンライン申請対応、かつらぎ電子図書館、キャッシュレス決済対応（手数料、市税等の納付）、総合窓口課の設置でございます。

(2) 自治体情報システムの標準化・共通化、概要・取組の方向性です。標準化法に基づき、令和7年度末までに、標準化基準に適合した標準準拠システムを構築し、基幹系20業務を移行します。標準準拠システムは、国による全国的なクラウド環境（ガバメントクラウド）に構築いたします。また、その他の業務についても標準化・クラウド環境化を検討いた

します。これまでの取組、国が示す標準仕様書と現行システムとのF i t & G a p作業を行いました。

(3) マイナンバーカードの普及促進、利用の促進でございます。概要・取組の方向性といたしまして、対面でもオンラインでも確実・安全に本人確認・本人認証ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、ほぼ全国民に行きあたりつつある状況を踏まえ、引き続き普及促進に取り組むとともに、利活用のシーンの拡大について検討いたします。これまでの取組といたしまして、令和5年12月末時点の保有枚数2万8,995枚、人口に対する保有枚数率は76.7%です。そのほかにマイナンバーカードの図書館カードの利用などがございます。

(4) セキュリティー対策の徹底。概要・取組の方向性、市民の個人情報をはじめとする重要情報を守るために、適切なセキュリティー対策の徹底を図ります。急速なデジタル技術の進歩により求められるセキュリティーは常に変化していますが、それらの変化に合わせてセキュリティーポリシーを随時見直し、市民の情報を守る取組を継続し行います。これまでの取組、自治体セキュリティークラウドの導入、「三層の対策」によるセキュリティー対策の強化、職員へのセキュリティー研修の実施でございます。

(5) 自治体のA I・R P Aの利用促進。概要・取組の方向性としまして、少子高齢化により人口が減少し、生産年齢人口も減少していく中で、行政サービスの維持・向上のため、A I・R P A等のデジタル技術の活用により業務の効率化や正確性の向上を図ります。これまでの取組としまして、R P Aツールの実証実験がございます。

(6) テレワークの推進です。概要・取組の方向性としまして、テレワークの推進により、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方を実現し、業務の質を高め、市民サービスの向上につなげます。また、重大な感染症や災害発生時の業務継続という観点からも、テレワークに対応できる業務環境整備を進めます。

次に9ページ目で、これまでの取組として自治体テレワークシステムの実証実験を行っております。

(7) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進、地域社会のデジタル化、概要・取組の方向性として、デジタル技術の活用を通じ、社会課題の解決を図るとともに、さらなる地域活力を創出するため、行政手続のオンライン化と併せ、デジタル基盤整備や新技術を活用した魅力ある地域づくりの推進に取り組みます。これまでの取組としまして、保育所・幼稚園の入退、登校管理システムの検討がございます。

(8) デジタルデバイド対策。概要・取組の方向性としまして、誰一人取り残されないデジタル化に向けて、P C・スマートフォン等のデジタル機器の操作や、オンラインでの行政手続に慣れていない人に対するデジタル活用の活用支援に取り組み、デジタルデバイドの解消を図ります。これまでの取組としまして、スマートフォン、タブレット講座の実施がございます。

(9) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し。概要・取組の方向性といたしましては、デジタル化を阻害する規制の点検・見直しを進めることで、デジタル技術の活用

による人手不足の解消や生産性の向上を図ります。これまでの取組で、押印の見直し、省略化などです。

(10) B P R、ビジネスプロセス・リエンジニアリングの取組の徹底です。概要・取組の方向性としましては、デジタル化やオンライン化が自己目的とならないように、本来の行政サービスの利用者の利便性向上及び行政運営の効率化に立ち返り、あるべきプロセスを制度・体制・手法も含めて一から検討いたします。

次に、10ページ目でございます。これまでの取組として、押印の見直し、省略化、電子決裁システムの導入がございます。

(11) です。オープンデータの推進・官民データ活用の推進ということで、概要・取組の方向性としまして、多様なサービスの普及や迅速かつ効率的な情報提供の実現のため、公共データの広範な主体による活用を促進します。また、データに基づく客観的な政策決定、市民サービス、職員の生産性向上のため、行政、民間を問わずやり取りされるデータを適切に集積・加工した上で有効活用する取組を進めます。これまでの取組としまして、ホームページへの掲載としまして、防災、公共施設、観光情報等がございます。

最後に11ページ目でございます。今後の取組になります。本市では、本計画の策定について検討を行うにあたり、I C T・デジタル技術の活用状況やニーズを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。その結果、スマートフォンやタブレット端末の電子機器がほとんど全ての人に普及しており、手続のオンライン化や情報発信のデジタル化等行政のD X推進に対するニーズ・要望が大きいことが分かりました。一方で、行政がデジタル技術を活用していくにあたり、個人情報への漏えいやプライバシーの侵害、サイバー攻撃、コンピュータウイルスへの感染、新しいデジタル技術へついていけないこと等の不安も決して小さくないことが分かりました。

これらの結果をふまえ、本市においては、まず、市民と行政の接点（フロントヤード）の改革に取り組みます。行政手続のオンライン化の拡大により市民の利便性向上を図るとともに、窓口申請をデジタル化することで、市民（申請書等の記載の手間）・職員（システムへの入力作業）双方の負担を減らします。これにより、申請情報のデータ化を実現し、標準化・共通化した基幹システムに直接連携することで窓口での対応時間（＝待ち時間）の短縮を図ります。さらに、フロントヤードの集約化を図り、市民のみなさまが迷わない窓口を実現すると同時に、行政側も窓口空間や職員の配置を見直し、より良いまちづくりを実現するための企画立案やきめ細かな相談業務等に、より一層取り組んでまいります。

行政手続のオンライン化に関しては、申請者本人の確認をどのように行うかが重要となります。そのために、オンラインでも確実に本人確認を行うことができるマイナンバーカードの普及促進に取り組むとともに利活用拡大についても検討します。

また、オンライン化を妨げる、書面・対面といったアナログ的な手法を前提とするルール（アナログ規制）の見直しも並行して必要となります。デジタル原則に基づき、条例等の点検・見直しを行い、対面での本人確認や書面による提出等の見直しを図ります。

市民サービスの向上のためには、行政内部の効率化も必要となります。そこで、職員のデ

デジタルリテラシーの向上に努めるとともに、ビジネスプロセス・リエンジニアリング、BPRの徹底、AI、RPA等の利活用による業務効率化を進めます。同時に、テレワークの推進により職員一人一人が合った多様な働き方を実現します。

一方、デジタル機器の操作やオンラインでの行政手続に慣れていない人が、行政がDX推進に取り組むことによって取り残されてしまうのではないかと、という不安を抱くかもしれません。しかしながら、手続のオンライン化やデジタル化は、デジタル技術を使いたくないという人に強制するものではございません。一人一人それぞれに合った方法を提供できるよう取り組むためのものです。そのうえで、希望する人に対して、スマートフォンやタブレット端末の使い方や手続の方法を学ぶことができる講座を実施し、デジタルデバйд解消を図ります。

また、行政のDX推進によって、マイナンバーをはじめとする個人情報危険にさらされるのではないかと、という心配をする人もいるかもしれません。市民のみなさまの大切な情報を守るため、これまでと同様に、職員に対する研修を徹底するとともに、市の情報セキュリティポリシーを随時見直し、社会情勢に合った対策を講じていきます。

これらの取組により、行政内部においてはデータによる業務の可視化が図られ、より最適な人的・空間的リソースの配分の実現が可能となります。また、官民を問わず、デジタル化によって得られたデータの集積・加工して有効活用する取組を進め、地域社会のデジタル化による社会課題の解決に取り組みます。なお、具体的な取組（アクションプラン等）については、国の動向や社会情勢等もふまえ、DX推進本部を中心に検討してまいりますということです。

それで、次の13ページの資料編についてでございますが、葛城市のデジタル化に関するアンケート調査を、調査期間といたしましては令和5年12月1日から令和6年1月5日の間に実施いたしました。調査方法としては、ウェブホーム及び来庁者への紙アンケートで実施いたしております。質問数については13問、回答数といたしましては271件で、ウェブホームから201件、紙アンケートからは70件、これにつきましては区長会や寿連合会の役員の皆様にご協力いただいております。なお、このアンケート調査につきましては、別途アンケート調査結果ということで配付させていただいております。なお、この調査につきましては、無記名のアンケート調査で統計法の手法による標本調査でございませんので、参考値という形でご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。この報告書につきましては、総務建設常任委員会が終わりましたら、パブリックコメントに付しまして市民の皆様にご意見を伺いながら4月上旬に完成する予定で考えております。

以上で資料に対する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等はございませんか、ちょっとアンケートもご覧いただきまして。クロス集計もやっていただきまして、それぞれ年代に応じてというふうな形になっております。今し方、部長のほうからこのアンケートにつきましては話がありましたけれども、これは無記名式のアンケートということですので、これ

は統計的な手法による標本調査ではないと、あくまでも参考値であるということだけ、再度、皆さんご留意いただけたらというふうに思っております。

このアンケート等をご覧になって、あと今し方、推進計画案というものを読み上げていただきましたが、フロントヤードの集約化という、まさに総合窓口とかその辺りに当たってくると思いますが、何か皆さん。

奥本委員。

奥本委員 お願いします。3点お願いしますね。

まず3ページ、(1) 推進体制の中で、CIO補佐官、外部人材の採用というか活用ということですけども、これ具体的にどういった人材を活用する、採用する予定されているのか、採用の手法というか、プランニングが今現状、何か予定があれば教えてください。

2点目が、その下の(2) デジタル人材の確保育成の、職員に対する研修等に努めますというふうに、具体的に研修をどういう形で進めていかれるか、これが2点目。

それから3点目、ページ8、これちょっと12月の一般質問でも触れましたけども、(5) 自治体のAI、RPAの利用促進のところですか。これまでの取組でRPAツールの実証実験、これは檀原と一緒に実証実験されて一部業務で使っていらっしゃいますけども、今使っているツールというのは、本来RPAの特性である業務の自動化のシナリオ作成、その手順化の自動化をするシナリオというんですけども、それができるのがRPAのうたい文句なんですけども、これを外部にわざわざ業者委託してるんですよ。この経費は、非常に言ってみれば無駄なんです。今後、そのシナリオ作成を自前で対応できるシステムに変更する予定はあるのかどうか、この3点、お願いします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問の、まずCIO補佐官の部分につきましては、令和5年の12月議会でもご質問いただいた内容と重なるんですけども、CIOは国の外部人材を確保する国の支援制度として財政的な措置が、CIO補佐官を外部で登用する場合にはございます。国の支援メニューとしましては、企業派遣型と人材派遣型の2つがございます。その中の企業派遣型については、葛城市では既に計画を策定してますので、DX全般に対応するのが企業派遣型となっておりますので、個別プロジェクトを推進するための必要な外部専門人材を確保するというので、人材紹介型で検討していくことになるかと考えております。これから、その民間の専門の外部人材についてはどのように確保するのか、今、検討しているところですので、今の時点ではこのパターンでなるのかなと考えております。

それから、2番目のデジタル人材の確保のところの研修ですよ。研修につきましてはどのようなことをやってるのかといいますと、自治体情報システム機構J-LISのウェブ研修で、全職員を対象として職員研修を受けさせていただいております。令和5年度は受講者数399名の職員、会計年度任用職員の方も窓口の業務を担当している方は基本的に受講いただいております。399名の者が受講しております、そのようなセキュリティー研修を中心に進めていきたい、また専門的な研修につきましては情報推進課の職員に必要な研修にまた受

講したいなと考えております。

それと3つ目は、RPAですね。これ予算化の話になるんですが、まずは来年度も予算化してRPAを導入するというは継続してさせていただきます、そのシナリオについての課題は、もちろん質問の後にも情報推進課の中でも職員と議論しまして、シナリオについてはやり方を変えてコストがかからない方向で見直したいとは考えております。ただ、ちょっと業者の絡みとかもありますので、そのような過程、ご意見は伺っておりますので、適切に対応したいと考えておりますのでお願いします。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず1点目の、国の支援メニューがありまして、企業派遣型と人材派遣型の2つありまして、人材派遣型でいくというのは分かるんですけども、具体的にどういうふうに確保に動いていくかというところをちょっと聞きたかったんです。というのは、やはりもうこれもう2年ほど前から、各自治体によってこの専門人材の争奪戦が繰り広げられておりまして、県内の12市のうちの3市ぐらいは、その採用の中、わざわざ部署みたいな担当をつくってやっていたらっしゃるぐらいで、それでもなかなか見つからない状態です。だから、どこに頼んでどういった人材を確保する予定というのが、ちょっとまだ人材派遣型を使うというのは分かるんですが、具体的に何をどう動いていくかというところを、もう少し突っ込んでお願いします。

それと、企業派遣型、これも12月議会の一般質問でちらっと触れましたけども、リコージャパンとの取組が今、終わってるんですよ。それはまた今後復活する予定あるのかどうかを改めてお聞きします。

それから、職員研修の件は、今現在、J-LISのほうのウェブ研修やっていたらっしゃるということで分かりました。これに限らず専門研修はいろいろありますので、その都度やっぱり適宜やっていってください。これはお願いです。

RPAのシナリオ作成のコストについては、今、やり方を見直していくということなんで、これは期待しております。1つ目のほうだけお願いします。

吉村委員長 特に、実際に例えば保育士の方でもそうですけど、どうやって本当に確保していくのかと、今、人材が不足してる中でという奥本委員の質問の趣旨だと思うんですけども。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 デジタル人材の確保のほう、課題として、奥本委員おっしゃるように難しい部分はあるんですけど、国の派遣制度は年2回申込みありますので、その中で適切に相談しながら、人材についても葛城市でどのような人材が必要か、課題解決のためにどのような事業に関わっていただくのかという整理も必要ですので、それも踏まえて適切に対応させていただきたいと思います。

それと、リコージャパンにつきましては、一旦は民間との実務研修という形のほうは今年度で終わっておるんですが、また機会があればという形になろうかなと思いますので、よろしくお願いします。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 国の申込みをされるということなんですけども、国もだから、もう全国自治体からそういう要望を出されるわけなので、どこに対してその人材を充てれるかというのがなかなか難しい状況かなと思っております。ですから、やっぱりそれを当てにする、それも必要ですけども、やっぱり独自にそういう人材の確保というのを動いていく必要があるかなと思います。前も言いましたように、そういった企業等にアプローチする場はいっぱいありますので、そこに出向いて行って、ちょっとコネクションをつくっていったら、それなりの人材はやっぱり、特に民間では逆にそういうのを自治体に売り込もうとしているところはいっぱいあります、今現状ではね。そういうところをうまくつないで行ってほしいなという気はします。

あと、リコージャパンについてはまた見直していくということなので、これも踏まえて今、一番確実性高いのはこのリコージャパンの人材派遣型のところだと思うんですよ。それがほかのところでもう捉えてしまうという表現はおかしいですが、ほかが契約されたら、本来こっちのほうにお願いしても来られない可能性もありますので、この辺はもう早いもん勝ちかなと思いますから、どういった人材が必要かというその内容にもよると思うんですけども、できるだけ早い段階で動いていかれたほうが良いと思いますので、その辺りよろしく願いしておきます。

吉村委員長 人材獲得につきましては、スピード感を持ってぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

川村委員。

川村委員 2点質問させていただきます。

1点目は、今回、マイナンバーカードをこれからどういった形で利用していくかということの検討なんですけども、もし方向的なことが分かっていたらちょっと教えていただきたい。それぞれ、今、保険証ですよ。そこまで入れてる。これはもう国の流れでいってまますけども、それが1点。

それから、先ほどから言ってきましたデジタルデバインド、これ、もちろん基本理念の第3条(1)に、誰一人取り残されることのない、みんながそれを利用できるということで、今回これまでの取組に、タブレットとかスマートフォンの講座を実施ということでしたけども、これ、私もちょっと市民の方からこういったお声がありまして、申し込んでも定員から漏れてなかなか受講できないと、実際にどういう講座がどのぐらいの頻度であって、非常に競争率が高い講座になっているのかという実態をちょっと教えていただきたいんですけども、お願ひいたします。

吉村委員長 この2点ですね。マイナンバーカードの具体的な活用ですね。今後、今、図書館カードとかもありますけれども、これについてと、それからあと、もうこれすごいこの自治体でも大事なことですけど、デジタルデバインドのことで、やっぱり申し込んでも受けられないということであれば、ちょっとこれも問題になってきますので。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

まず、デジタルデバインドは実際どのようなところをやっておるのかというご質問ですが、

令和4年度の実績でいきいきセンターのほうのスマホ教室のほうが年12回程度開催されておるといふのを手持ちで持っております。また、タブレット講座を當麻文化会館のほうで、1コース合計10回程度開催されたと聞いております。これ、あくまで令和4年度です。令和5年度はいきいきセンターが改修されているので実施できてない状況かなと聞いていますので、参考にといいことで。

それと、マイナンバーカードの活用ということですけども、最後のところにも読み上げさせていただきますました本人確認が適切にできるということで、オンライン申請の、今も活用させていただいておるんですが、それらの取組を強化するのがまず初めかなと、あと葛城市でできてるのは図書館カードぐらいなんですけども、オンライン申請を中心に取り組むべきと考えております。

以上です。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 そうですね。マイナンバーの普及率、頑張ってもらってかなり普及していただいているので、皆さん住民の意識というのは高いんですけども、それを利用してもらわんと何もならないということなんですけども、なかなか健康保険証も、もうマイナンバーカードはしまっておいて普通のまだ紙ベースでやり取りしていらっしゃる方が多い中で、市民の周知と、それからいろんな、それを使う利用する側じゃなくて、そのされる側ですよ。その機器が、それを通す機器ですよ。それが何か全然浸透してない、まだまだしてないですよ。だから、持っていても対応できないと。このところはどういう形でこれから処理していくのか、これはちょっと1つ大きな問題なのかなと思います。このところだけまた今後しっかりと対策というか、それが改善していくように、市内で特にいいお医者関係ありますので、いろいろ接骨院とかいろいろと他業種ありますので、そういうところの対応、ちょっと皆さん使えないという声も病院側からも聞いてます。そんなところもちょっとしっかりと対応できるようにお願いしたいと思います。

それから、デジタルデバインド対策で、月1回程度でそこに行き来をされてる方しか実際できないと、私も一般質問の中で、そういう窓口というか、専門職を置いていただいと、なかなか人材派遣も難しい中ですけども、やっぱりこの頃、消費者のそういったいろんな被害出てる中で、勝手にスマホ触って投資とかそんなんで有名な人の顔が出てきて投資して、物すごい損害額がもうすごい金額が出てると。こんなことになっていくのに、やっぱり基本的にスマホなんかでも、どういうふうに取り扱うのかという基本がなかなか浸透しない。ここがやっぱりその年齢格差とか情報格差ということがあっての被害が出てくる。これ、こういうことが被害出てきた、私の身近なところでもそれですごい多額の金額をだまされてしまったと、それはどうすることもできないんですけども。触ってもらうことはいいことなんですけども、安易に入ってしまった、どういうことに気をつけるか、ちゃんと青少年の育成に関してもそういったことを鍵かけていかんとあきませんので、やっぱりちゃんとした知識というものを身につけていただくために、やっぱり常設してもらわないと、なかなかその取組とか、自分が聞きたいなと思うところ、もう本当にLINEで防災行政無線へ入ってきて、そのの

ホームページに入れることは覚えたんだけど、もうちょっとそこから分からへんねんと言
うて聞かれるんですけど、私も人の携帯触ってなかなか難しいので、どうしていいのかなと、
聞かれるほうも頼りないのでなかなか対応できないのが実情なんですけれども、現実やっぱ
りそういうことが要望されてるんですよ。だから、高齢者に限らず、ちょっと不得意な方が
すぐに聞けるような窓口、副市長ちょっとええ返事していただいたんです、あのとき「ああ、
考えます」と言うてくださったので、あのとき私はCIOは副市長やと思ってたので、副市
長にそういうことをお願いしたのを記憶しておりますけれども、東京都の東久留米市でいい
事例がありまして、図書館にそういう窓口があると。行きやすいですよ、図書館にあるい
うことは。そこで、そういったデジタルデバインド対策を積極的に行っているという事例があ
りますので、そういったことも参考にさせていただきたいなと思います。

そのデジタルデバインド、これここだけに限らないんですが、私がきっちり言うていかなあ
かんとか、難しいことは奥本委員もいろいろ説明聞いていただいているのであれですけ
ど、私はまずそういった情報に慣れてもらう、みんながそういうところで行政のサービスに、
テレワークとか、それからネット、インターネットだけじゃなくて、そういう行政手続がま
ず負担にならないでやっていただける、もう無料のインターネットというのをどこかに置い
て、まず慣れてもらう、そのために東京都の東久留米市は無料のインターネットをそこに設
置して皆さんに使ってもらう、ここが要するに所得の格差とかで、やっぱり実際にインター
ネットを持っていらっしゃらない方もいらっしゃるわけで、そういうところでそういう機会
を持って、多くつくってあげることが大事なので、そういったことも念頭に置いてい
ただいて進めていただければなと思います。ちょっと要望みたいになりますけれども、ちょ
っと改善、今以上に講習だけにとどまらない方向で考えていただきたいというふうに思いま
す。よろしくをお願いします。

吉村委員長 デジタルデバインドの解消につきましては、講習はやってくださってるんですけども、
そもそもやっぱりそこに行くのが恥ずかしいとか、そういう方もいらっしゃると思いま
すので、そういった機会を広げていただくようお願いができればなというふうに思います。

ほかに。

横井委員。

横井委員 基礎的なところが分からないのですが、このDXのXはどっから来てるのですか。

吉村委員長 これは、ちょっとここでやるべき質問じゃないですね。

ほかに。

西井委員。

西井委員 マイナンバーカードで保険証であれずるとか、いろいろ出てんねんけど、マイナンバーカ
ードで印鑑証明取るとか、その辺も含めて、その安全性も含めて、もっと市民に教える機会、
先ほど議長からそういう話もあったけど、現実にはもっと市民が活用して安全やとかとい
うことも含めて、ちゃんとそれと特に高齢者がマイナンバーカードを申請したと、そのとき
にマイナポイントで当時2万円分やったかな、それ、もうややこしいよって、もらわへんね
んと、せっかくのチャンスを、普及させるためにやってるチャンスをもらわんと、ほんでマイ

ナンバーカードは家でちゃんとなおしてんのや。そやから、マイナンバーカードと保険証の代わりをしたら、逆言うたら、その危険性ということも、例えば印鑑証明を取る、落としたらどないになるんかとか、マイナンバーカードをね。今、図書館もそれでいけるわと、かなり便利なようなんやけど、落としたときのリスク、それも含めて市民にもっと説明して、まずその対策をできてんのやったらできてるいう、できてないやろう、はっきり言うて、落としたときの対策。そやから、マイナンバーカードを落としたとしたら再発行するのにどないするんかとか、その辺も含めて、安全性を含めてやっていかんかったら、年寄り特に、もう私も年寄りやからもうあれやけど、現実には保守的やから、保守的な人がどんどん参加しやすいような環境をつくっていくというような、その辺と、そのリスク、それをちゃんと、これここで言うてもあれやけど、マイナンバーカードを普及さすんやったらさすで、それだけのリスクはどうですという、政府ともやはり意見も言いながらやってもらいたいと。リスクは個人でっせ、失うたらあきまへんど、そなんん当たり前の話やん。そやから、私も年寄りやから、できたら落とす可能性が出てくる、忘れる可能性が出てくると。ほんなら、もうマイナンバーカードは家でちゃんとなおしておく。過去の両町もそうやと思うねんけどな、當麻町も。あの印鑑証明のカード、もうそれ家にちゃんとなおしとくねんと、持ち歩かへんねんと、同じような形になりつつあるいうのも確かやから、その辺の紛失したときにどないにするとか、その辺、私自身、そこまできちっと勉強してないよって、その辺あるところあったら教えてもらいたいなと思っております。

以上です。

吉村委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

先ほどから、川村委員、また西井委員、共通するご要望というか、ご意見だったと思いません。

まず、講座等につきましては、今年度2つの講座もプラスいたしまして、前回タブレット入門コースで、平日、週末という形で実施をさせていただきました。それにプラスいたしまして、今年度、新規といたしまして、タブレットの写真であるとか動画であるとか、そういった講座、そしてあとプレゼンテーションの仕方というのもの、タブレットを使ってできる講座を開設しようということで、今年度の生涯学習講座に入れておるところでございます。また、それによりまして、マイナンバーカードの紛失等、この件につきましては、やはり何でもそうだと思うんですけども、やっぱりなくされたらまずは警察にお届けする。そしてまた、マイナンバーカードですと、うちの市民窓口課のほうにもお声かけいただく、連絡いただくというような形になるろうかと思うわけでございますけれども、先ほど西井委員もおっしゃってらっしゃいましたとおり、うちの母親も持っておりますけれども、もう家で保管をしておるところでございます。もう持つなよ、というふうに言って私が管理しておるようなこととございまして、今後マイナンバーカードが、今さっきおっしゃるように、図書館でありますとかいろんなところへ利用できるのであれば、それは有効な手段とも思いますし、そういうリスクへの対応というものも今後研究をしていかなければならないのかなというふうに

思っておるところでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

吉村委員長 西井委員。

西井委員 質問したことの中で、その辺のリスクも含めていい方法を考えてもろうて、確かにマイナンバーカードがいろんなところで使いやすくするというのは確かに利便性あるし、しかしながらその紛失のリスクとか、紛失後の連絡するまでに悪用とかということも考える。だから、その辺をちゃんと制度もつくってもらいたいなと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 マイナンバーカードに限らず、やはり印鑑でも、それから通帳でもそうなんですけども、やはりそういったときの紛失のリスクというのがありますので、その辺りの周知、この辺りは引き続き行政のほうでもお願いしたいなというふうに思いますけれども、ほかに何か質問等ございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 まず、計画の案の3ページのところに、推進体制ということであります。そこでちょっとお伺いしたいんですけど、このDX推進検討委員会ということで、企画部長を委員長とする委員会ということで、各課への検討、助言とあるんですが、この委員のメンバーはどう考えておられるのかなということで、なぜこの検討委員会というのが必要なのか、この働きですね。これ、どういうことを想定されているのか、ちょっとこれをお伺いします。これは、DX推進本部があって、各課が取り組むことをいろいろ連携しながら、その結果報告を受けるということでDX推進本部があるわけですけども、各課に対してDX推進検討委員会がまた別のところにあるということで、ちょっとこの働きがよく分からないので、またメンバーも含めてどういうことになっているのかということをお伺いしてください。

同じく、この推進体制の中ですけども、先ほど来ちょっと意見もありましたけど、学校教育の問題もあると思うんですね。このデジタル社会へ移行ということに当たって、市民の生活の中でこれが定着する上でも、学校教育の中で子どもたちとかの教育等、先ほども意見がありましたけども、あろうかと思うんです。この場合、各部長とあるから、教育部長はそうなんだろうけれども、学校現場に対する各学校のいろんなDXの推進等もあろうかと思うんです。また、教育内容のことも含めてあろうかと思うんですが、教育委員会との関係がこの推進体制でどうなってるのかということについて、2つ目お伺いします。

それから3つ名ですけども、7ページ以降、6ページに書いてあります取組事項として1から11まで挙げてありますが、これの具体的な、こういうことをやっていきますよという個別具体的な施策の全体像というふうなこと、そういうのがどこかに出てくるのかどうかということをお聞きしたいんです。具体的に言いますと、自治体フロントヤード改革の推進というのが、直接市民には関係あるところで、アンケートにもたくさん出てまいっております。アンケートの中にも、こういうことをやったらいいし、こういうことができたらいいい、こういうことやってほしいと出てきてるんですね。例えばそういうことを、例えばフロントヤードの改革の中で、どういうことをいつまでに具体的にこんなが出てくるんだというのがあるんでしょうか。予算の関係も出てきますし、これは全体計画ですから計画なんですけど、

個別こういうことを具体的にやっていくという、そういう具体的な推進の全体像というんか、その年の全体像というのは何か出てくるのか。これ、ちょっと3つお伺いします。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

まず1つ目のご質問、谷原委員のDX推進検討委員会について、この位置づけなんですけども、もともと葛城市のほうに情報化検討委員会、内部で職員で検討する委員会がございました。その役割としては、各部から1名程度の職員を選出しまして、職員で構成している委員会になっております。それで、事務局、情報推進課、取りまとめて、一番今までやってたのは、予算化の時にシステム導入などの是非、マル・バツではなくて、意見いただいてそれを予算化に向けるとか、そういうなんの専門的な見地から職員内部での検討を行ってきました。それを今回、DX、デジタルトランスフォーメーションの施策を策定するに当たりまして、そのような専門的分野の検討も入れた形で、修正というか、要綱を改めまして、DX検討委員会をつくっております。ですので、各課に対して助言するという形ではあるんです。意見を集約して、あくまでアドバイスのイメージです。

それと、この推進本部の体制の中の教育委員会との関係なんですけど、情報化とかそのDXの推進に対しては、教育の部分もあるし各部で取り組む部分はありますねんけども、専門的な部分については情報推進課で1つでやってる市もあります、教育も、ネットワークも含めて。ですので、推進本部としては1つの部もまたがらずに、分けずに1つの部というか、本部として一緒にやるというイメージで整理しております。

それと、最後、具体的なイメージ、計画とか年度ごとのとか示されていないというところなんですけど、アクションプランというところで、2ページ目の計画の位置づけのところでもちょっと示させていただいてるんですけど、令和6年度以降で、今おっしゃったような個別具体的なアクションプラン、市で洗い出しして進めていくというイメージで、今回はその上の部分までの表記でさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。体制としては、今あるものを各課から出てる方をここの委員にして、各課の連携しながら専門的な見地から意見を集約してやっていこうということで、よく分かりました。あと、教育委員会とは一体化でやるということで、ここは実際にGIGAスクール構想等もあって教育内容のことも含めて情報化ということもあるので、そういう専門的なことも含めて推進本部全体でやっていくという理解で分かりました。

あとは、具体的なところは令和6年度以降、今後示されていくということで、この点については、以上、了解いたしました。また、座って、ほかにももうちょっとあります。

吉村委員長 ほか、何かございますか。

西川副委員長。

西川副委員長 時間もあれですので、1点だけお願いします。僕、さっき条例のときでお話しさせてもらったんですけど、災害とか防災のときにやっぱりデジタルの活用というのが見込まれると

思うんです。僕らも議会研修で秦野市に行かせてもらったときに、もうやはり、これは議会の災害時における議員の行動とかそういうところで行ったんですけど、やっぱりそのタブレットを用いて災害のときの状況をすぐ、いち早く災害本部に送れるとか、そういうことをやられてたりとかしてたんですけど、この取組事項の中で、先ほど市長、答弁あったんですけど、条例のときに。例えばこれ、災害のことについて触れられるといたら、どの取組事項に当たるのかというところがちょっと気になるというところなんです。僕からして、この取組事項の中にその災害のときの有事のときのことについてもここに上げておいたほうがいいんじゃないかなというところの感覚もあるんですけども、その辺ちょっとお答えできるんやったら教えていただきたい。

吉村委員長 今のは6ページに取組事項というのが出てましたけれども、この中のどこに当たるのか、あるいは必要ならば付け加えたほうがいいのではないかなという提言です。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

取組事項の11の項目につきましては、まずは国が示す重点取組事項をまず上げさせていただいたという流れで整理しております。どの部分かと言われたら、7番目の例えばですけども、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた推進地域のデジタル化、これ交付金などを使って防災などできるというものはあるんですけども、今、ご意見いただいたので、そこも踏まえて今後検討する必要があるのかなと思うので、今、答え、入れるかどうかちょっと難しいですけど、そのようなことで考えております。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 やっぱり災害のときに、前もW i - F i の整備ももちろんできてきてないというところもありますし、やっぱりその辺、このどこかのところをしっかりと明確にして、どこの項目に当たるのかというところを、防災、災害、有事の際に起こったときのこのデジタル活用というのをしっかりと明記していただきたいと思います。今、多分この取組事項の11番に、オープンデータの推進、官民データの活用の推進というところで、ホームページへの掲載、防災と書いてるんですけど、これ多分ちょっとイメージ違うと思うんですよ。だから、これただ単にこういう今、避難、あれがあったから、L I N Eか何かで、ホームページか何かでお知らせする、そうじゃなくて、何か起こった際の、やっぱりその市民、例えば、もちろん避難のことはお知らせするのは大切なんですけど、そこから例えば給水がここにありますよとかということとかももちろん必要ですし、何か個別具体的なところでここに書いていけるような、取組事項のところに書いていけるようなところをしっかりと見つけていただきたいなど。この11番の取組事項のところについては、これ国のやつの指針ということで、もうもちろん分かりましたので、災害についてもちょっとしっかりと明記をしていただきたいなどと思います。

以上です。

吉村委員長 市長、お願いします。

阿古市長 先ほど質問いただいて、もうこの場所だと申し上げたので、おっしゃるように11番やと

思うてます、本当のことを申し上げてね。それで、オープンデータというのは、もう常に避難所の開設でありますとか、いろんな行政としての情報を提供するという場なんですけども、それ以上にこれから問題になってくるのが、データベース化されたデータをどのように開示できるのかというのが、実は大切になってくるのかなという考え方は持っております。その辺の検討というのは非常に微妙な問題なんです。本来のビッグデータというのは、いろんな多種多様で膨大なデータを集中して持っていて、その中で何をどう使うのかという議論になっていくと思うんですけども、全てのデータをオープンにして出していくということは絶対にありません。ある一定のものを絞った中で、例えば民間に出す場合ですと、個人情報情報の場合は個人情報の中で制約かけてデータ出していきますけども、その中で避難所ですとか、例えば避難民であるとか、例えばご年配の方で体調の優れない方ですとか、そういうようなもののデータの出し方というのはこれから研究する必要があるんじゃないかなと思っておりますので、ですからビッグデータの中でオープンデータ化する部分のところは当然データベース化して、その中である一定の目的にしか使えないような開示の仕方というのは研究していく、まさに11番のところに含まれていくのかなと思うんですけども、その表現というのは今のところはちょっと考えていけない、まだ研究段階なんでこれから加えていきたいとは思っております。

以上でございます。

吉村委員長 分かりました。

関連で、川村委員。

川村委員 今、市長おっしゃった、これからどういった形で活用していくかというところら辺に尽きると思います、私も。この間ちょっと私も、全国議長会で総務省の講義を受ける機会がありまして、総務省のほうからも、マイナンバーカード、先ほど保管しておく。副市長、保管しといてもうたら困る、CIOですから皆さんに持ち歩いてもらって活用してもらわなあかんで、これを災害時に避難所の受付、要するに常に持っていて、それをそういった形で活用するというふうなことも推奨していただくようなお話がございました。まさしく常に持ち歩かないと、これ持ち歩いて何も別に危険なことも何もなくて、暗証番号等もありますので、これを大事に保管しておいて、仏壇に保管しといてくださいみたいな話をしてしまいますと、行政がこれから進むべきところは違うわけで、それを今言ってる健康保険証とかお薬手帳とか、そういったその人の身体に関わる情報とか、それから個人的ないろんなデータをその1つで分かっていると、声が出せなくても、しんどくて声が出せないほどであってももうそれで分かる。安否確認も、今回、今日朝のニュースで、東日本大震災でまだ安否確認ができてない人がすごくまだまだたくさんおられます。そんなことを思いますと、これからやっぱりこういったツールを大いに利用していかなあかんで、やっぱりこれを活用するのに災害はもう私は必須やと思っておりますので、また研究していただきたいというふうに、もうこれ要望だけですので。今これから頑張ってるやっというふうに思っているから、そういった事例も総務省からもどんどんマイナンバーカードはそういった形にも利用しろということ、ぜひとも持ち歩いて、きちんと自分の身に持っというのを、行政はそ

れを、何というのかな、大変だなとか、持ち歩かないで失ったら大変というようなことによつぱりならない方向でいかんと、このマイナンバーカードというのは普及していかないと思っていますので、私はもうしっかりその市民に安心感も持ってもらうと、それをどう活用するかということをしつかりこれから取り組んでいただきたいと思います。

吉村委員長 関連で。

西井委員。

西井委員 私、質問したいのか、意見言うたんは、紛失したときのリスクとかそういうことの説明を、使いやすく、現実いうたら、高齢化して何もかも分かりにくくなった人であったら、副市長おっしゃったように紛失の可能性が、それならあまりにも頻繁に起こるようになってきたら持たんほうがええやろうと。そやけど持って、危険がどうあるか、危険がないかという説明が、やはり推進するんやったら、市としては推進してんねんから、もっとそのリスクについて説明をきちっとして、マイナンバーカードから保険証の話も含めて不安が国民にあるわけやから、それしたら使わへんねんとかいうのがアンケートで出てくる。そやけど、その辺の不安を払拭するような説明が、窓口としてマイナンバーカードを発行するにはお手伝いしてると、しかしながらそのリスクを説明してないと。その辺で、リスクが大きくありませんよとか、紛失したら再度どう連絡してくださいとか、その辺をちゃんと市民に、ああそんだけ怖いもんじゃないわということをちゃんと説明してもらったら、もう年寄りを持ち歩くなというような話になってけえへんと、その辺を私は先ほども質問したと。そやから、必ず使うて安全性を確保した形の中で、どないなりますかということも説明した中でやってもらったら。市民が勝手に想像して、ああこんな持ち歩いたら、失うたら難儀やなど。それは失うても安全や、その辺の説明が非常にまだまだ貧しい、全国的にね。本来言やあ、IT使うた生活活動いうのは、日本が物すごい低開発国に感じると。その辺で、外国へ行ったら携帯電話をもっと活用して、いろんなアクセスをしながら、タクシー呼ぶのは携帯で呼んだら安いタクシーあるんだとか、そんないろんなことが進んでると。その辺では日本はもう物すごいITの使い方の低開発国、それから今、議長おっしゃったように、どんどんどんどん使うてもらうけども、使うときの安全性いうのを担保してますよということを説明してもらいたいなど、そういうことで申し上げたということでご理解願いたいと思います。

吉村委員長 という趣旨のことですね。ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと基本的なことになるのでお答えは難しいかもわかりませんが、認識を整理していく上でちょっと教えていただきたいんですが、デジタル社会形成基本法の中には、基本理念として国民がこの豊かさを享受できるということが1つ、それからあと産業についての貢献ということと、その中には地域経済も当然入っております。もう一つは、先ほどありましたように防災ですね。国民が安全で安心して暮らせる社会の実現ということで、防災などについてもこれを生かしていこうという理念が書いてあるんですね。それからあと、地域社会、活力ある地域社会ということで、住民相互がコミュニケーションをこういうことを使ってやりたいと、そういう4つぐらいが書いてあるから、まちづくりと、まちづくりの条例で、先ほ

ど葛城市の基本的な条例が出てきましたけども、しかしこれもっと実際のDXというふうになってくると、地域経済のことをどう書いてあるんだと、それから地域の住民間の活性化ということで、社会教育に関係するかも分からない地域のいろいろな住民の取組どこへ書いてあるんだと、防災どこに書いてあるんだというふうなことで、私の中が頭がどうも整理できなくて、だからここに書いてある葛城市自治体DX推進計画というのは、いわゆる自治体DXということで、自治体内部及び自治体が直接行政サービスとして住民にやっていたている、その範囲でのこのDXのことを言っているのかなというふうに認識したんです。だから、そういう捉え方でいいのかどうか。でないと、先ほど言いましたように、デジタル社会形成基本法ではほかのこと書いてありますからね。デジタルを生かすには、地域社会とか地域経済のことも、それから先ほどから何度も防災のことも出てるわけですから、それが全くないということなので、ちょっとどう捉えていいか僕もよく分からないんです、その位置づけが。ちょっとそのことについてお伺いします。これはだから、単純に自治体DXを中心に、自治体に関わるどころの柱でこういう計画が出たもんだと考えていいのかどうか、ちょっとその点についてお伺いします。

吉村委員長 その辺りいかがでしょうか。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

今の谷原委員のご質問、まずこの計画策定に当たっては、国の示している自治体DX推進手順書に基づいて作成しておりますので、まずは行政のDX推進の手順について中心に書かれておるといのは事実ですが、今後の部分につきまして、具体的に課題、まずまちづくりということで洗い出しながら、まず、これがキックオフ、スモールスタートみたいなイメージなんですけど、そこに入れていくというイメージで策定していきたいと考えています。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。要は、自治体DXとして、まず自治体の中からしっかりこうやっていこうと、今後、先ほどあったような理念的なところを広げていくところは今後ということで、了解いたしました。

最後に1つだけちょっとお聞きしたいんですが、先ほど来から出ていますトラブルの問題なんです。自治体フロントヤード改革等を進めていきますと、実際にデジタルのデバイドを使って、マイナンバーカードを使って個人がいろいろサービスを便利よく受けていくときに、トラブルが起きたときのこの対応窓口とか、そんなことはどう考えておられるのかお聞きしたいんです。先ほどあったように、マイナンバーカード紛失したと、じゃあどうするかとか、あるいは情報が漏えいしたと思われると、どこへ訴えるのか、その窓口ですね。そういうことについても併せて自治体フロントヤード改革の推進の中に必要だと思うんですけど、そこら辺のお考えがあればお伺いしたいと思います。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 先ほどから、川村委員、西井委員おっしゃっておられるように、どこ

の部署かでこれを対応していただく部署が要るのではないかというご意見かなというのは、前の一般質問のときから認識していますので、引き続いて研究していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉村委員長 よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 最後1点だけお伺いします。一番重要なと実は思ってるんですけど、9ページ、(10) BPRの取組の徹底なんですけども、DX化を進めるに当たって、従来の業務手順というのが変わるわけなんですけども、ゼロにはできないんですよ。やはりその辺というのは、このアンケートで言うと、これ何ページと書いてない、問11の行政のデジタル化の不安、年代別割合というところを見ていただくと、後ろのほうですね。「新しいデジタル技術についていけない」、それと「人間関係が希薄になる」と、要するにこの辺に表われてるんかなと思うんですけども、要はデジタルに移行することによって、自分が対応をやっぱり難しくなってきたときに、行政サービスを継続して受けれるかという不安なんですよね。当然、そこに対して行政が対応していかんとあかん。ところが、やはりそれが年代別に見ていったら分かると思うけど、若い方がやっぱり対応できていくんですよ。そしたら時代に応じて、時代が過ぎ去っていったら、そういう比率がどんどん増えていくのはもう明白なんですけども、ただやはりそこに対応できない方は一定数いらっしゃる、数が少なくなるんです。そしたら、そのとき窓口業務をどこまで対応していくかというところの線引き、あるいは基準というのは必要になってくると思うんですよ。例えば、これがあと1人になったら、もうそれは1人に対して個別に、デジタルの対応じゃなくて、1人の方が担当者が付いて、コンシェルジュ的な担当者が付いて処理を行うとか、その線引きの基準というのが絶対必要になってくるんです。そうしないと、いつまでたっても行政の古い業務残しながら新しい対応もしないといけない。それ、以前私がよく言っている、自治体は業務改善のところで古い業務をなかなか捨てきれないというそこなんです。あそこのある程度の一定の何らかの基準というか、もうけとかんかったら、窓口の職員にとっても、一体これをいつまで両方やっていかんとあかんのやとなりますので、今現状そういうところをどうお考えか。このBPRというのは一番そこが重要なんですよね。そこをお聞かせください。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

ただいまの奥本委員のご質問、大変難しいです。課題としては、職員間でも議論しています。実際、紙ベースでの申請とデジタルの申請、両方混在している、今も状況あるので、それもいつまでできるのかなとか、いろいろと議論はしてるんですけど、行政が申請でこれだけやってくださいねという限りは、もし仮ですけど、1人でもおられたら対応する必要があるんやろうねという議論はしております。ただ、ちょっと難しい議論ですので、今後も研究していきたいと思っております。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 多分、過渡期の話しされてると思うんですけども、今、実際にいろんなこと起こっている

中で、ぱっと分かりやすい事例だけ見ますと、銀行業務をご覧いただけたらよろしいんですけども、非常に銀行業務の今までの窓口対応が変わってきているというのが1つの事例になるのかなと思っております。ですので、デジタルといいますか、ある種通信バイザーを使って取引をするというやり方もありますし、窓口に行って実際に紙に書いて窓口に出します。じゃあ、窓口はそれをどうするかというと、それを打ち込むんですね。デジタル化して、それで発行すると、手続をするというような作業を取ってますので、過渡期的にはそういう作業になるのかなと思っております。でも、いずれそういうのがなくなっていく、少なくなっていくという過程の中の作業かなと思っております。一定の期間必要でしょうけども、多分、行政サービスもそういう方向に将来的には行く可能性があるのかな。ただ、全てがデジタルで行政がデジタルのサービスで行けるとは思っておりません。個人的にいろんな人間としての問題を抱えられますので、それは人と人としての関わりの中で、対応の中でどうしても処理をしていかないといけない、行政サービスを提供していかないといけないという部分は必ずありますし、その部分はデジタル化できる部分ではないと思っておりますので、そういう区分けの中でしばらくの間は進んでいくものやと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。市長おっしゃるように、銀行の業務を事例にしたら一番分かりやすいかなというところで、昔は窓口だけでやったやつがATMが出てきて、最近ではATMの業務も制限かけられて、引き出し金額の上限とか、あるいは対応時間の縛りとか、それが今、ネットのほうにウェブで受付できますよというふうに変わりつつあると。そこに対応できない人はどうするかというと、やっぱり一定数は絶対要りますので、将来的にもゼロにはならないというのおっしゃるとおりで、そのところはもう本当にどうしていくかというのは課題なんですよね。だから、さっきちょっと私申しましたように、何かそういうところの人的に対面に対応できるようなコンシェルジュ的なサービスというか、そのところの要因というのを最小限の人数でやっぱり確保していく必要があるのかなと思いますので、その辺り今後の展開を見ながら、このアンケートも大体、非常にこの辺分かりやすいんですね。年代別にクロス集計していただいたおかげで、どういった年代がどのような手段を今、対応していらっしゃるかと分かりますので、ある程度の傾向という予測できると思いますので、その辺りまた据えながら、このBPR進めていっていただきたいと思います。

吉村委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 1件だけちょっと簡単に、7ページのところですけれども、自治体情報システムの標準化と共通化の問題のところですか。この問題は、標準化する際に、葛城市独自のやっていたいろんな施策がどうなるのかということで、これは議会でも例えば葛城市独自の施策として議論してきたこともあろうかと思うんです。これについては、ここは標準化します、いやここはちょっとどうでしょうということら辺の見取図、これは議会のほうに示していただけるんでしょうか。

吉村委員長 質問ですか。

谷原委員 質問です。だから、今後、例えばこれ国が示す標準仕様書と現行システム、フィットアンドギャップの作業をやっていくことがあるので、フィットアンドギャップやから20の基幹業務を移行するんですが、私も見て、あんまり葛城市独自の施策で独自のものはないだろうと僕も思ってるんですけど、20の機関のところの標準化で。でも、もし出てきた場合は、それは私は慎重に葛城市独自のものとして議会で、場合によっては条例化している場合もあるだろうし、議論している場合もあるだろうと思うので、そこは丁寧にこの標準化と、いやいやそこは乗らないよと、葛城市はどうするよというところは、議会が僕はちょっとちゃんと関与できないとあかんというふうに思っているんです。だから、ぜひこれは出しているだけかなと思うんですけども、そこのお考えをお聞きしたいなと思っています。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 谷原委員おっしゃっている標準化に乗る部分はいいいんですけど、乗らない部分で、特に独自ということで各課で保有しているシステムが対象になるかなと。それで情報推進課の中でも議論してまして、まだちょっと各課の対応がまだまだ固まってない状況なので、最終的には分かるようになったら見せれると思うんですけど、今の時点でそのような状況でございます。

吉村委員長 谷原委員、よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

それでは、私、質問1個だけありますので、暫時、副委員長と交代いたします。

(正副委員長交代)

西川副委員長 それでは委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉村委員長。

吉村委員長 1点だけ確認をいたします。デジタルデバイドの解消についてなんですけれども、これについて、先ほど奥本委員が質問されたよりももうちょっと直近のというか、ここせいぜい一、二年の経過の期間についてお伺いをいたします。デジタルデバイドの解消ということにつきましては、消極的な意味では、例えばタブレットであるとかスマートフォンとかを使えない特にご高齢の方がいらっしゃったとしても、そういう方がいらっしゃっても、そういう方々が不利益がないというような意味での使い方もされると思いますし、あるいはそうじゃなしにもうちょっと積極的に、例えばアクティブシニアと呼ばれるような人たちはもうどんどんそういった講習を受けて使えるようになっていかれると思いますが、そうでない人たちにも消極的な方々にも、こういう場合はやっぱり出前とかそういうことも必要になってくると思うんですけども、そういうデバイスを使えるように積極的に行政が教えに行つて解消するというふうな方法とあろうかと思いますが、現時点で直近の中で行政が考えられているのは、どのようにその辺りは考えられているのでしょうか。

西川副委員長 高垣企画部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

現時点、直近で考えておりますのは、文化会館なり公民館なり、いきいきセンターでやっている、携帯電話会社が協力いただいた形でのデジタルデバインド、これ、あくまでデジタル庁が支援している施策の中に無料で受けていただく施策があるんですけど、それがまず主な施策かなと考えています。出前とかいうのは、将来的には必要になるか、まだ研究する必要があるかなと思いますので、今の時点では目の前ではそれぐらいかなと思っております。

以上です。

西川副委員長 吉村委員長。

吉村委員長 分かりました。現時点では、いわゆるデジタルデバインドのことについて、デバイスとか使えない方々については不利益に講じない、不利益にならないようにという程度のことで考えていらっしゃるというふうに理解いたしました。今後、例えばちょっとこれ要望なんですけども、今、例えば先ほど高垣部長がおっしゃいましたように、図書館等でマイナンバーカードを使って貸し借りできるというふうなことがありますけれども、私なんかも何回かマイナンバーカードで借りようと思ったんですが、なかなか図書館の方、切り替えたりとかするの結構大変なんです。これ、デバイスの問題だと思うんですけども、やはりこれから使ってくださいよと普及しようと思ったら、その辺りやっぱり改善していく必要がある、機械のことも含めてなんですけど、この辺りも普及のための改善をお願いできたらと思うんですけど、この辺りちょっと良かったら副市長辺りお答えいただけたらと思うんですけど。

西川副委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

委員おっしゃるとおりでございます。私、過去の答弁におきましてちょっとご説明と
うか、お答えさせていただいた経緯でございますけれども、やはり使い勝手のいいもの、今
で言いますと、皆さんよく使われるLINE一つ取ってもそうなんです。災害が起こったと
きに写真撮って市役所に送ればそれが即座に分かるというような、こういうシステムという
のも今現在もうかなり研究をして、もう普及したいなどは思っている最中なんです。です
から、そういったことも含めまして、やはりその辺のデバイスの問題等ありますけども、そ
れはもう職員の中の問題かとも思いますけれども、職員もやし、また市民皆さんも使いやす
いものが構築できていけばいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと
思います。

西川副委員長 吉村委員長。

吉村委員長 そうですね。やっぱりどうしても新しい機械とか導入するときになると、どうしても機
械に使われるというふうなところが出てくると思いますけれども、そういうことがまた今後
も研究をお願いできたらと思います。

以上です。

西川副委員長 それでは、吉村委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

吉村委員長 修正ということで。

高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 先ほどのデジタルデバインド事業、デジタル庁と言いましたが、総務省の事業でございますので、お願いします。

吉村委員長 デジタル庁ではなくて総務省であるということですね。承知しました。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては、以上といたします。

時刻も今12時半になっておりますので、ここで暫時休憩といたします。再開の時刻につきましては、午後2時に再開をしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

休 憩 午後0時33分

再 開 午後2時00分

吉村委員長 休憩前に引き続き、2、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

調査案件2、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について報告させていただきます。

まず、資料1の尺土駅前周辺整備事業の説明をさせていただいて、引き続き資料2の国鉄・坊城事業の説明をさせていただきます。

それでは、市長、資料に基づきまして、担当課長より説明させていただきます。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、尺土駅前周辺整備事業のほうから説明のほうをさせていただきます。お手元に配付させていただきました右肩に資料1と書いたものをご覧ください。現在、尺土駅前南側エレベーター設置工事を近鉄、近畿日本鉄道に工事委託をし、施工のほうを進めております。

資料につきましては、左側上段が工程表、そして右側上段が平面図となっております。また、左側下段にエレベーターの立面図、そして写真が真ん中と右側が現状の写真でございます。

まずは、工程表のほうをご覧ください。令和5年12月の総務建設常任委員会におきまして報告をさせていただきましたエレベーターの設置工事につきましては工程どおりに進んでおりまして、エレベーターの供用開始予定期日につきましては令和6年10月頃となっております。

そうしまして、エレベーターが設置完了しますと、位置図のほう、右側上段の位置図の左側の紫色でマーキングしております橋りょうの取り合い道路工事を行いまして、その後に、駅前の暫定型の道路工事のほうという順に進めたいと考えております。エレベーター棟の形状につきましては、下のイメージ図のとおりでございます。壁面の色につきましては、駅舎に合わせましてアイボリー色を考えております。

次に、歩行者の安全対策でございます。下段の写真が現在の様子でございます。12月の

委員会後に駐輪場から道路を横断しない動線を確保すること、そして自動車、そちらのほうの運転者がスピードを出さない狭窄対策、この2点を勘案しまして、道路の北側に路側線を敷設させていただいております。また、開渠、溝が空いてる部分ございましたので、そこを暗渠、蓋をすることによりまして、より一層の歩行者の安全対策を講じております。そして、駅舎南側の状態につきまして、職員が現地のほうを調査させていただきました。夕方につきましてはさほどなんですけれども、特に午前中、小学生の通学時間7時40分から8時頃、ここが一番通勤者も多く送迎の車も多くございました。そして、民家の北側20メートル付近がやはりちょっと少し狭い部分となっておりますので、危険な状態は確認しております。また引き続き、この現場のほうも注視しながら調査のほうを進めたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 最後に課長のほうからお話のありました、早朝の危険な状態ということを確認しておりますということで終わっておりますが、それに対する対応とか何か考えておられるのか。今、溝蓋を路側帯のところ、この溝蓋をすることによって路側帯をちょっと広げるということでしたけれど、ほかにこの時間帯、大変危険な状態であるということは承知しているということですので、これに対する何らかの対応は考えておられるか、そこをお聞きします。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 まず、危険な状態を見ながらまず蓋をしたというのが今の現状でございまして、また引き続き見ながら、様子を見ながらできること、勘案できたらと考えております。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 考えてはることはあるんでしょうか、何らかの。つまり、もう実際立ってみて危ないと、だからここは敷設しました、もうそれで大丈夫というふうなことではないと私も思うんです、この道路の現状からね。だから、それ何か新たなことを考えておられるのか、検討されて、それちょっと。

吉村委員長 例えば、今、言えないまでも、検討中の事項があるとか、そういうところのことはありますでしょうか。

西川建設課長。

西川建設課長 申し訳ございません。今現状ですぐに着手する計画はございません。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 大体、危険な状態というのは一部そうやって改善もされてますけれども、まだまだ不十分なところを皆さん感じておられると思いますので、ちょっと今後引き続き検討をしていただきますことをお願いしておきます。

吉村委員長 これで終わりとするんじゃないなくて、やっぱり引き続きちょっと注視していただきまして、原課におかれましては、やはりもし問題点等あれば対応を速やかにしていただきますようお願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 この問題については、もう長いこと引きずってる問題です。特に登下校の時はもう、どんな状況かというのはもう議員もほとんど知ってるんじゃないかなと思うんですよ。今、例えば狭くなってる、ちょっとじゃあ西から行きますけど、この橋の取り合いの工事で今一番狭くなってる場所ありますよね。そこは、いろいろとあると思うんです、設置しなければならないところ。それを、何か最小限にしてマックス通りやすいようにするというような、そういう工夫とかいうのは現場を見てされないのかなと、実際ね。もう絶対こんだけもう困ったかなあかんのですという条件がどこまであんのかというところは、我々議員としても不思議な状況であるんですよ。だから、長いことこの状態でいくわけですから、安全性考えると、特にこの2番ですよ。2番の困ってあるところが、今そこを絶対有効的に使わなあかんのかとかいうところをやっぱりチェックしてもらいたいんですよ。通学に非常に支障を来しているわけですから、最大限、最大ここまではもう無理ですというところをやっぱり引き出してもらわなあかんということを、谷原委員もそういうことをおっしゃってると思うんですよ。私も、今、こういうフェンスで斜めになっているこういうので困ってあるところが、どうしてもここが通学に支障あるわけですよ。それは、もう絶対にこの場所でないとあかんのかと。通学する、何か工事が始まる前にその対策を講じて、工事が始まらないのであれば、そこをできるだけ歩行者に優先するという努力というのはされないのかなというのは、私のもう常に思っていることなんですよ。その辺りはどうなのでしょう。これ、私いつも教育委員会とそういった登下校について、保護者からいろんな意見が出てないわけではないのかなと思うんですよ。その通学路安全のことで、もう雨の日なんかもうかなり厳しい状況になってると、もう横に立って手でガードしてあげようかなと思うような状況になってるんですよ、実際には。そこを現場も見ていただいているのかどうかというのを、ちょっとやっぱり1回その時間帯に行ってもらって、ほんまにね、ここもうちょっと開けといたったら、フェンスのところをね。今、ここまで工事をするから、このぎりぎりでのこの範囲はもう通行できないというところを、もうちょっと絞り込むとかいうような工夫はできないのかなというふうに思うんです。ちょっとその辺りは実際どうなのか、ご見解をちょっと聞かせていただきたいんです。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいま、川村委員からのご説明質問に対して回答させていただきます。

現在のこの工事ヤードの狭窄できないかというお話ですが、これにつきましては大型の重機等も入ります。当然、大きな重機ですから回転したりする可能性もありますので、万が一そこで人が当たるなどということがあってはございませんので、最小限の範囲での工事ヤードの設定となっております。

以上でございます。

吉村委員長 この工事ヤードの設定につきましては、例えば工事業者からこれだけ必要というふうなことでこうはされてると思うんですが、それについて市側からの要望を伝えて、例えばここ

のところは空けてほしいとかというような協議、そういった場合は持たれたんでしょうか。

西川課長。

西川建設課長 もちろん協議のほうはしておりますので、もうこれが精いっぱいということで回答いただいております。

吉村委員長 重機の回転等でこれだけの半径が必要とかということでしょうか。

川村委員。

川村委員 仕方ないということでしょう、こういう状況がしばらく続くということであればね。特に学童の交通安全については、また違う形でしっかり見守りをしていただかないといけないのかなど。もう本当、新入生、今度また新学年になりますよね。やっぱりいろいろと、また1年間慣れて通学するのはまた違うと思うんです。そこらもちょっと横の連携を取っていただいて、見守り体制の強化というものをもうぜひともお願いしたいと思いますので、特にその通学時間帯で何時間もそこにいないといけないわけじゃないじゃないですか。だから、見守り、何かいろいろと迂回路をする中で、安全対策でそういった警備員を付けていただくとか付けていただかないとかいう話になったけど、最終的にはその辺りはどのようにお考えかというのを、もう一回確認させてください。

吉村委員長 その辺りの、最終的に今現状ではどのように対応を考えておられるのか。いいですか。

西川課長。

西川建設課長 ガードマンにつきましては、工事中、工場を施工中には付いております。ただ、川村委員のおっしゃる午前中の一番通学の多い時間帯につきましては、ガードマンの設置のほうは現在考えておりません。

吉村委員長 あと、工事の時間帯とか、設定している時間帯とかあるんですか。

西川課長。

西川建設課長 工事につきましては午前9時から始まります。また、終わりは5時となっております。

吉村委員長 ありがとうございます。

川村委員。

川村委員 工事の始まる時間のことを私はもう言うてるんじゃないんです。要するに、もうあくまでもこの狭い道路を横断する学童の交通安全対策について言ってますので、もうもちろん工事はこの中で行われるわけですから、要するに通行できる場所は対象外ということになるので、その安全対策について、新学期始まりますので、ぜひとも教育委員会としっかり擦り合わせをしていただいてやっていただきたい。これも強く要望させていただきます。

吉村委員長 今、川村委員がおっしゃったみたいに、工事が始まるのは9時からですけども、その間の時間帯というの私も尺土駅の前へ立ってますと、磐城小学校の子どもたちが朝通学する時間帯というのはいち早く時間帯なんですね。7時40分とかぐらいですので、よろしくお願いをしたいと思います。

ほか。

西川副委員長。

西川副委員長 そしたら、今ちょっと川村委員との関連にもなるんですけど、その橋の取り合い道

路工事というところで、これ工程表を見ると、エレベーター工事、その兼ね合いがあるのかどうかちょっと分からないんですけども、終わる頃に始めると。ほんで、これ令和6年度予算、これ工事請負契約になってくるのかなと思うんですけど、これもうちちょっと、この別の工事なんで早くなるということではできないですかね。要は、ここでほんまに橋の取り合いで、先ほども川村委員からもあったけど、S字クランクみたいになってすごい危なくて、結構、車の譲り合いとかで待たれてたりとかするんですけど、ここ橋は、市民の人から見たら橋はできとるわけですよ。橋できて何であれつながらへんねんみたいな、というところが僕も聞かれることもありますねんけど、その辺ちょっと1回ご説明、ちょっと詳しく教えていただきたいと。エレベーター工事というたら、工事としては別々なんでね、いうたらその業者も違うと思うので、その辺もうちょっとこれ、橋の取り合い道路工事は令和6年度予算で上がってくると思うんですけど、この令和6年度末になってるでしょう、これで言うたらね、ぎりぎり。その辺もうちょっと早くならんのかということをお聞かせ願いたいのと、あとその下の工程表で暫定型道路工事というのは、暫定型というのはどういうもんか、多分、迂回路の話言うてはんのかなと思うんですけど、ちょっとこの辺の説明もお願いできたらなと思います。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。

ただいまの西川副委員長の質問に対して説明させていただきます。

まず1点目の橋の取り合い工事が早くできないかの質問でございます。こちらにつきましては、今、マーキングですね、紫でしている部分でございますが、ここにエレベーターの工事事務所が建っております。エレベーターの工事が終わり、この事務所が撤去をされないと工事に着手できないということで、工程表は現在の予定ではこのような形になっております。

2点目の暫定道路につきましては、現在1軒、家が用地買収残ってますが、その周囲をできるだけ安全に、今、狭窄になっておりますので、一方通行もかけながら、その家の周りを迂回するような形での道路の敷設を考えております。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 そうですね。先ほどもお話しあったように、その工事事務所、現場事務所とかが、エレベーター工事があるというところなんですけど、それも別々の工事という感覚でおるわけなんですけど、言うたら。それが終わらんとできひんという、現場事務所がそこにある、ほかになかったんかなと。こういう橋のどっか民地借りるとかできんかったんかなというところはありますねんけど、これ橋できてんの、一般の市民の方から言うたら、橋もできてんのに道路がつながらへん、それ現場事務所があるからやと。なんかちょっと、もともとほんならどういうふうに考えてたんかなと思うわけですね、言うたら。橋はもう工事できてんのにね。言うたら、ここに現場事務所さえ違うところにもしあれば、そこも道路として工事できていくわけじゃないですか、言うたら。だから、その辺の計画がちょっと、それ工事別々にまた

がって違う業者も入ってするけど、そこの擦り合わせがちゃんとできたあんのかなというところがありますよね、これ。暫定型道路工事については、今ここ1軒、家があるからそれをずっと迂回していくような工事やということなんですけど、これほんで今どういう事業認定をされてるか、ちょっとその辺を、どんなぐらいの状況かということはお答えできるんかね、できないんですかね、ここでは。

吉村委員長 西川建設課長。

西川建設課長 今、西川副委員長の質問の中で地権者の交渉ですかね、おっしゃられているのはまず……。

(「事業認定」の声あり)

西川建設課長 事業認定の進捗でございますかね。これにつきましては、先般の一般質問にもありましたように、県の担当課と今、図書の関係の事前審査の審査中で今、補正とかかなりありまして、その調整をしているところでございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 分かりました。事業認定については進めていただいているところなので、こういうのも早くできたらこういう暫定型工事中というのも要らんかったかもしれんというところもありますので、ちょっと橋の取り合いの道路工事については、やっぱり一刻も早くしてあげたほうが、あれほんまにS字クランクのところ、お見合いになっているところとか何回も見ますやんか。やっぱり、これエレベーター工事は令和6年の12月かな、10月、そやからそれをちょっとでもこう現場事務所がもう要らんような状態になっていくんやったら、先にそういうのを、これ終わってからとかじゃなくて、ちょっと前倒しできるような形ででも考えてもらえたらなというところでございます。

以上です。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 いろんなご苦労されながらこういう計画されてきてるのは分かるんですけども、もうそもそものところ、私、総務建設常任委員会の委員になって初めての質問になりますけど、この土地の収用のめど立ってるんですか。この間、この数年、どんな構想になって、どういうこれから先の予定になってるのか、これを解決しないと、幾らもうここで回りががちゃがちゃやったところで、計画がどんどん変更ずれ込んでくるんですよ。そもそもところが、この問題が収用の解決がしてない、できてないからじゃないですか。これは一体いつ解決するんですか。

吉村委員長 これは、どなたに。課長、大丈夫ですか。

西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。

奥本委員の質問に対して説明させていただきます。正確なめどというのはここで明言することはなかなか難しいんですが、交渉のほうにつきましては、近年、一時できない時期もございましたが、ここ3年ほど前からは交渉のテーブルにも乗っていただきまして、交渉のほうは鋭意続けておりますので、引き続き交渉のほうに当たりたいと考えております。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 はっきり分からないのを、あえて分かって質問したところもあるんですけども、肌感覚で言ったら交渉の何%ぐらいまで今行っているのかというの、もう言えない、分からないですか、その辺も。これがもう8割ぐらいまでオーケーなんか、いやまだ20%も行ってませんねんというような感じなんか、ちょっとその辺が全く我々分からないんですよ。その辺がもし分かるようやったら、重ねて。

吉村委員長 もし答弁ができるようであれば、これは、部長かな。

安川部長、お願いします。

安川都市整備部長 ちょっと肌感覚というところでございまして、現実、去年、交渉の中で予算取ったことで、補償鑑定をさせてもらうという話が一旦出たんですけど、今年度になって、交渉の中でちょっと待ってくださいということとなってる現状もあるので、去年の状況では肌感覚としてはそれはもう8割ぐらいは行ってたかと思うんですけど、ちょっとそっから後退してるというところはあるかと思いますが、引き続き、最近も連絡をさせていただいてますので、それは引き続き粘り強く交渉していっているところでございます。

吉村委員長 奥本委員。

奥本委員 非常に大変なことだと思います。進みそうやけども思ったらまた後退というのは、これはもう当然あり得ることだと思いますけれども、何かな、補償という言葉が出たので、金額的な問題であれば、何かな、よく分かりませんが、とにかく頑張ってくださいとしか言いようがないです。頑張ってください。

吉村委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、次は、国鉄・坊城線架道橋道路整備工事事業についてご報告願います。

西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしく願いいたします。

引き続きまして、国鉄・坊城線整備事業につきまして、説明のほうをさせていただきます。お手元のほうに配布させていただきました資料の2のほうをご覧ください。左側上段が工程表、左側下段に平面図、そして右側の上段、下段に分けて、工事の使用前使用後という形で並べさせていただいております。現在につきましては、工事が架道橋のほうをしております、車道につきましては7メートルに広がりまして、そして高さ制限ももともと2.9メートルから4.5メートルと高くなります。そして、そのことによりまして大型バスなども通行可能となっていきます。道路勾配が10%となっております、工事のほう、この写真では入っておりませんが、この土日間に、この道路に区画線、そしてセンターライン、そして雨水時の冠水注意の路面標示のほうも完成しております。道路のアスファルトの表面の高さの高低差が最大4メートルございまして、その雨水対策としまして、時間雨量100ミリの雨量に対して対応できるポンプを設置し、この高架橋の東側の水路に放流する計画をしております。また、万全を期しまして監視カメラも設置しまして、完成状況のほうも確認するこ

とを考えております。工事につきましては、架道橋の開通後、平面図にあります赤色で囲っております仮設道路、こちらのほうを撤去のほうを行ってまいります。用地取得につきましては、架道橋の東側におきまして、引き続き交渉のほうを続けてまいりたいと考えております。

最後になりますが、3月29日に開通式を催行し、その後、通行できるように進めていきたいと考えております。

以上報告とさせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 長くかかった架道橋の道路整備事業、3月29日で開通するというので、本当にご苦労さまでした。先ほどちょっと説明がありましたけど、最近の雨は大変ひどいので、雨がたまって、100ミリだったら掻き出すというポンプを設置するということですけど、これはアンダーパスのところの水がたまって、自動車が入ると、高低差4メートルとありましたけれど、場合によっては車が沈んでしまうと。そういうことに対して、例えばこの近辺では大和高田市などで見ると、ここまで水が来て、これから入ると車が沈みますよという危険ラインのような、そんなものを道路標示としてやっていただけるのかどうか。先ほどこれからセンターライン入れて、雨水時の対応とかどうのこうのおっしゃってたので……。

吉村委員長 さっきそれは……。

谷原委員 だから、そういうものなのかどうか、どういうものなのか、それちょっと詳しくお聞かせ願えたらと思います。

吉村委員長 より詳細にということですか。

谷原委員 より詳細に。先ほど今ありましたので、具体的にはどんなあれになるのか。大和高田市なんかで見たりするようなああいうものなのか、ちょっと気になったので。

吉村委員長 分かりました。

西川建設課長。

西川建設課長 建設課の西川です。

ただいまの谷原委員の質問に対しまして回答させていただきます。おっしゃるとおり、大和高田市の近鉄高田市駅とかにございますように、くぐるところに青でまず囲って、その白い文字で「冠水注意」という文字を書かせていただきます。ただ、高田市駅等にございます横の冠水のライン、こちらにつきましてはまだ開通して実際、冠水したこともございませんので、現状では警察協議が整いませぬので、横にラインを引くまではいきませぬので、引き続き検討はしますが、現状では冠水注意という標示のみとなっております。

以上でございます。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ポンプの稼働状況、雨天の状況を見て、これでいくと沈んでしまうという、そこが一番生命に関わる場所なので、もしそういう状況がありましたら、ぜひ警察との協議の上で、そういうラインも入れていただくとかやっていただけたらと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 架道橋に関しては開通式というのやられるということなんですけど、長らくこれかかっているんです。結局、まだ坊城線やからずっと行かなあきませんやんか。その見通しという、開通式、本来で言うたら、それ終わってやるのがええんかなと思うんですけど、取りあえずはこれ長いことかかっていたので、取りあえずこれでいいんですけど、その見通しはどんなものでしょう。いうたら、さっきも出てたけど、その土地の地権者との交渉であるとかというのはどんな状況になってるのかなというところですね。

吉村委員長 土地収用の見通しについて。

西川課長。

西川建設課長 ただいま西川副委員長より質問のあった事項につきまして説明させていただきます。

おっしゃるとおり東側につきましては、確かに幅員が広くなったり狭くなったりしている部分がございます。ただ、用地取得率が、一般質問もございましたように50%程度となっておりますので、一刻も早くということで、今年度も3名の地権者の方と交渉しております。また、それ以外にも順次できるところから着手したいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 これもしっかりと頑張ってくださいとしか言えないんですけど、これも都市計画決定を打ってたんでしたっけ、打ってないんですよ。そういうことなんですよ。やっぱり、僕も一般質問させてもらったように、こういう大きい道路とか造るときに都市計画決定というのは必ず必要になってくると思いますね。交渉する中の材料としても絶対必要になってくるし、やっぱり強制力というところも、もうこれ葛城市の言うたらまちづくりの大きい一つになってきますよね、道づくりというのもね。そういうとき、やっぱり都市計画決定をきっちり打っていく、これから何か大きい道路とか造ることがあんまりないかあるかないか分からんですけど、やっぱりそういうことはしていかなんのかなと思っておるところでございます。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては、以上といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお午後2時50分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時32分

再 開 午後2時50分

吉村委員長 休憩に引き続きまして、最後に3、新庄庁舎改修事業についてを議題といたします。

前回、12月定例会中に行われました総務建設常任委員会及び予算特別委員会にてご説明のあった本事業につきまして、委員各位より多数ご意見のありました北側駐車場のスロープ設

置の件について、理事者より報告事項がありますので報告願います。

林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしく願いをいたします。

それでは、新庄庁舎改修事業に係ります車椅子などスロープ設置位置につきまして、昨年12月議会中の予算特別委員会及び総務建設常任委員会においてご意見賜りましたことを踏まえまして、その検討結果をご説明させていただきます。お手元に配付しておりますA3の図面をご覧ください。

こちらは新庄庁舎敷地の平面図でございまして、右側が北となります。当初、車椅子などのスロープ設置につきましては、勾配の関係上、段差が小さく、また極力駐車場の台数に影響しないよう西側の通用口付近に考えておりましたが、北側の自動ドアまでのアプローチが長く雨天時などの来庁に支障があることから、図面のとおり北側自動ドアに最も近い位置に変更をいたしました。図面が小さくて申し訳ございませんが、北側駐車場のちょうど真ん中辺り、車椅子のマークの障がい者駐車スペース、こちらの下側から東の方角、これは下方向になるんですけども、そちらに登っていく形でスロープを設置いたします。なお、スロープの勾配が一般的に自走式の車椅子で利用できるよう12分の1を確保したことから、駐車場4台分が軽自動車専用となりますけれども、現状の台数を確保することができます。また、おもいやり駐車場スペースと障がい者駐車スペースをバリアフリー化と同時に新たに駐車区域を設けました南側の正面玄関ロータリーに振り分けたことで、こちらも現状の台数を確保することができます。

最後に、工事期間中はご不便をおかけしますが、来庁者の安全を最優先で工事を行い、騒音などが伴う工事などは可能な限り閉庁日に行うよう配慮いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

説明は以上となります。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。ないでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 スロープを付けるということで、そのところは軽自動車を止めるという形で非常に工夫していただきまして、ありがとうございます。これは要望ということになるんかと思うんですが、駐車場がこの新庄庁舎、大変数が少ないということで、我々も日によっては朝来てもなかなか止められないということがございます。このエントランス部分を大きく工事する間はこの南側駐車場も利用できないとなると、もう北側だけということになりますので、その中でちょっと議員の中でも意見が出てたのは、やっぱり防災倉庫、今ここの前止められて開け閉めができないような状態にあるから、あそこはもう止めるなというふうなことで、またちょっとそこを広く取ると駐車スペースがまた少なくなったりするので、この防災倉庫そのものをここの位置じゃないと駄目なのかと。ここでまた何台か止められると思うんですね。ただでさえ狭い駐車場に防災倉庫があるということで、ちょっとこれもご検討いただいて、いやもうそれはもう必要だということであれば駐車場がほかに確保できるのかどうか、ちょ

っとこの点についてお聞きしたいんです。特に入札のある札入れの日なんかは、朝から来てなかなか我々も車が止められずに困ることがあるので、ちょっとその駐車場の見通しも含めていかに確保するか、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

吉村委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの谷原委員のご質問ということでお答えをさせていただきます。

まず時期とかいう、一時的にやはり駐車場のほうが満杯状態になってご不便をおかけしておることをおわび申し上げます。まず、その防災倉庫の位置でございますが、こちら新庄庁舎の防災倉庫につきましては、中身の保管内容が、まず災害時に、災害が発生したときの応急対応をするための資機材が入っております。例えば小型の発電機であったりとか、止水盤、またチェーンソー、そういったものが入っております、こちら新庄庁舎は災害対策本部、災害が発生したときにそちらを設置いたしますので、その災害対策本部として応急に素早くこの資機材を取り出して対応できるための機材が入っておる関係上、どうしてもこの位置というのが一番ベストというか、これ以外の場所がないという部分で、今こちらのほうに置かせていただいております。ですので、なかなかこちらをほかの場所へ移転するというのはなかなか難しいのかなというふうに今考えております。それと、将来的には駐車場ということで、今回も南側の工事中は若干いろんな制限をかけさせていただくことになるんですけども、それは一時的ということもありますので、管財課のほうでもいろんな工夫させていただいて、できる限り市民の皆様にご迷惑かからないように対応はさせていただきたいと思うんですが、先ほど申しただいたように、入札の日であるとかそういったときは非常に混雑するというお話ではありましたが、これからは電子入札も導入しておりますし、また先ほど午前中でしたか話もありましたDX化によって、できるだけ庁舎に来なくてもいろんな手続きができるような、これはもう最終的には将来的な話でございますけども、そういったことも踏まえて駐車場をどういう形で適正化していくかというところは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 私も庁舎の周辺のスペースがどういうふうなのがあるかよく分かりませんので何なんですけど、1度この防災倉庫の位置についてもまた、できたらいろんなところを可能性を探っていただきたいということを要望申し上げて終わります。

吉村委員長 ほかにございませんか。

西川副委員長。

西川副委員長 この図面を見させていただいたんですけど、おもいやり駐車場なんですけど、これ今、身障者用の駐車場の横に1つですかね、これ。今、多分もう2か所ぐらいあったんですかね、今はね。それを1か所にされているというところ、その代わりに身障者用の駐車場造ったというところなんか、1か所減らされてる理由と、スロープ、これ12分の1の勾配を取っていただいているんですけど、手すりとか点字ブロックというのが、恐らく奈良県の福まち条例のほうで必要になってくるのかなと、福まち条例にのっとったら要るのかなと思うんですが、そ

の辺の、いうたらこのスロープの仕様というのはどういうふうになってるか教えていただきたいと思います。

吉村委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

スロープの現状につきましては、現在、市の職員のほうで、設計としまして業者のほうとこれから擦り合わせというふうにはなるんですけども、手摺りのほうは用意してございます。ただ点字ブロックにつきましては、この部分については現状用意はしていませんので、ただ南側の南都銀行の付近から市民窓口課の付近のところまでの点字ブロックの敷設は用意しておりますので、目の不自由な方につきましてはそちらのほうをご活用なりしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

吉村委員長 林本総務部長。

林本総務部長 おもいやり駐車場でございますけども、現在は新庄庁舎一番東側の庁舎側に、まず身障者スペースが2台あります。それは非常に広い3.5メートル以上の区画ということで決められておりますので、それプラス、その西側に確か譲り合い駐車場というんですか、それとおもいやり駐車場とで2つ実際ありますが、今回は前のロータリーのところをバリアフリー化しますので、前の南側の正面玄関のロータリーのところに身障者スペース1台とおもいやり駐車場1台を確保させてもらいますので、現状、数というのには変わりはありません。

以上です。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 おもいやり駐車場の件については分かりました。この南側で別で確保されるということです。ただ、スロープのほうは、南側から入ってこられる、いうたら目の不自由な方が入ってこられるということじゃなくて、ここを使われたときにスロープ、趣旨としてはスロープがあるから危ないから点字ブロックを敷くというのが、これ多分奈良県住みよい福祉のまちづくり条例上の話やと思います。それもちよっと、設計するときここに急にスロープがばんとあつたらこけたりするという意味合いでの点字ブロックやと思います、そのスロープ始まるところと上とね。ということなので、設計のときそれもちよっと留意していただいてと思うので、その辺、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例にのっとってやっていただけたらなと思いますので、以上です。

吉村委員長 その辺りもよろしくご確認をお願いをいたします。

ほかにないでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は、もう早朝から皆さん、本当に慎重審議いただきましてありがとうございました。今日の審議の中にも、DXということと、それから防災ということと、それぞれ大きな話の中身であったかと思うんですが、DXも防災も、この両方とこれかなり親和性が高いんじゃないかなと私、話を聞いておりまして感じておりました。特にビッグデータをDXで利用する中で、地図なんかのデータベース化というか、これについては防災にも非常に役に立つ。ただ、その情報をどうやって出していくかということについては、阿古市長も触れておられましたけれども、出し方によってはその情報が独り歩きする危険性もございますので、行政におかれましてはやっぱりその辺りも慎重にというふうなことで、これは今後の課題になってくるだろうと、国も含めての話になってくるだろうと思います。とにかくこの今日の議論を更にまた今後も深めていっていったらなというふうに思っております。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時05分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始

総務建設常任委員会副委員長 西川 善浩